

消防予第205号
令和8年6月8日

各都道府県消防防災主管部長
各消防本部消防長
非常備町村消防防災主管課 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理に係る優良事例の展開について

住宅用火災警報器については、住宅火災における死者数の低減に有効であることから、消防法令に基づき設置が義務化されており、設置及び維持管理の徹底に向け、これまで各自治体において継続的な取組が進められてきたところです。

一方、令和6年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は1,030人と令和3年以降増加しており、消防研究センターによる住宅火災死者数の将来推計（別添）においては、今後も死者数の増加が懸念されており、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理の推進については、全国的に見てもなお一層の取組が求められる状況にあります。

こうした中、各消防本部において、地域の実情を踏まえた創意工夫により、設置促進や維持管理の徹底につながる優良な取組が実施され、設置率の向上等において一定の成果を上げている事例が見られるところです。

今般、各地域における取組の参考として、近年の優良事例を下記のとおり共有・展開することとしました。

貴職におかれましては、これらの事例のほか、設置率・条例適合率の高い消防本部における取組も適宜参考としつつ、各地域の関係機関・団体等と連携し、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理の更なる推進が図られるようお願いします。

記

1 住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理に係る優良事例（別紙1）

- (1) 沖縄県糸満市消防本部「住「警器」の歌「契機」に」（第10回予防業務優良事例 消防庁長官賞）
- (2) 青森県つがる市消防本部「住警器設置率ワースト1からの挑戦」（第9回予防業務優良事例 優秀賞）
- (3) 岐阜県下呂市消防本部「追加費用なし！他団体との協力による住宅用火災警報器の設置率向上取組について」（第9回予防業務優良事例 優秀賞）
- (4) その他消防本部の取組

2 住宅用火災警報器の設置状況等調査結果（令和7年6月1日時点）（別紙2）

（参考）設置率100%を達成した自治体

- ・ 北海道深川地区消防組合消防本部
- ・ 東京都神津島村
- ・ 東京都青ヶ島村
- ・ 東京都小笠原村
- ・ 福井県永平寺町消防本部
- ・ 愛媛県上島町消防本部
- ・ 鹿児島県いちき串木野市消防本部

3 その他

「住宅用防災機器等推奨制度の創設について」（平成3年9月30日付け消防予第200号）は、住宅用火災警報器の法制化や各種機器に係る認定の状況を踏まえ、本日付けで廃止する。

なお、既に認定を受けている住宅用防災機器等については、推奨マーク使用期間が満了するまでの間、推奨マークを表示の上、販売されることが想定されるためご留意頂きたい。

住宅火災死者数の将来推計について

消防庁 消防研究センター



この資料の内容は、消防庁動画チャンネル内で解りやすく説明しています。

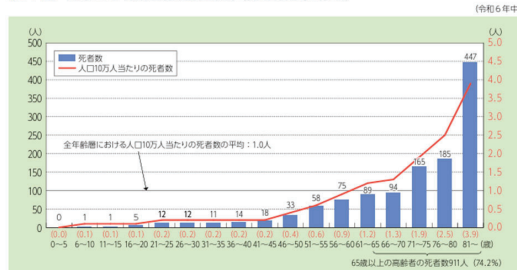
<https://www.youtube.com/watch?v=MAdFLOQOI0U>

National Research Institute of Fire and Disaster



高齢層ほど高い住宅火災の死者発生率

第1-1-5図 火災による年齢層別死者発生状況 (放火自殺者等を除く。)



高齢者人口増による自然増

↑ ↓

施策による減少

死者数の変動を
切り分けられない

同様の問題は疫学調査でも

例) 胃がんの治療技術の進歩の効果

→疫学分野で使われる
コウホート分析法



コウホート分析法

BAPCモデル

Bayesian age-period-cohort model
Nakamura, T (1986)

$$\text{Model: } \log y_{ij} = \log P_{ij} + \beta^G + \beta_i^A + \beta_j^P + \sum_{k=1}^K w_{ij,k}^C \beta_k^C$$

Data: $\{\log(y_{ij}/P_{ij})\}$

$$\text{Zero-sum constraints: } \sum_{i=1}^I \beta_i^A = \sum_{j=1}^J \beta_j^P = \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J \sum_{k=0}^K w_{ij,k}^C \beta_k^C = 0$$

Gradually-changing-parameter assumption:

$$\frac{1}{\sigma_A^2} \sum_{i=1}^{I-1} (\beta_{i+1}^A - \beta_i^A)^2 + \frac{1}{\sigma_P^2} \sum_{j=1}^{J-1} (\beta_{j+1}^P - \beta_j^P)^2 + \frac{1}{\sigma_C^2} \sum_{k=1}^{K-1} (\beta_{k+1}^C - \beta_k^C)^2 \rightarrow \min \Rightarrow \text{Prior: } \pi(\beta|\sigma)$$

Minimizing Akaike's Bayesian Information Criterion (ABIC):

$$\text{ABIC}(\sigma) = -2 \log \int f(y|\beta)\pi(\beta|\sigma) d\beta + 2h \quad \text{Likelihood: } f(y|\beta) \quad \hat{\sigma} = \text{argmax}_{\sigma} \text{ABIC}(\sigma)$$

MAP estimate: $\hat{\beta} = \text{argmax}_{\beta} f(y|\beta)\pi(\beta|\hat{\sigma})$

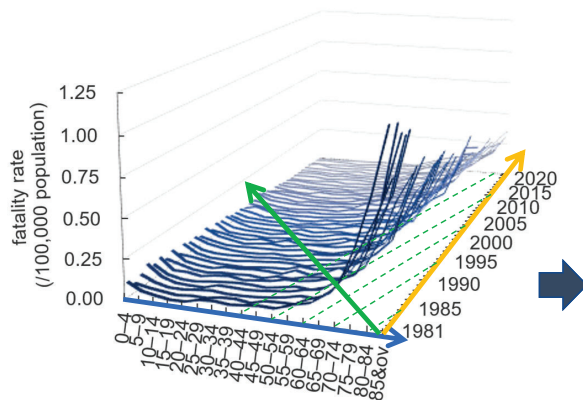
y_{ij} : death toll
 P_{ij} : population at risk
 β^G : grand mean
 β_i^A : age effect
 β_j^P : period effect
 β_k^C : cohort effect

National Research Institute of Fire and Disaster



ベイズ型コウホート分析のイメージ

死亡率の変動を3つの効果に分離し、それぞれの影響の大きさを明らかにする



年齢効果

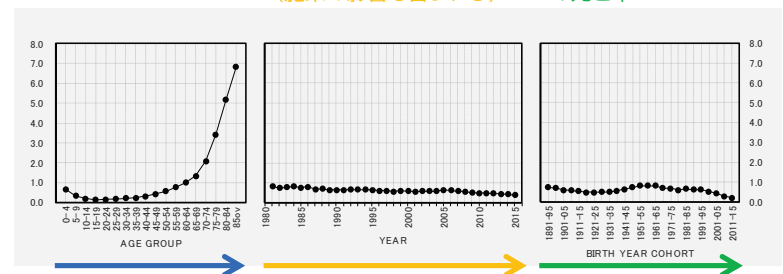
年齢による死亡率の違い

時代効果

社会全体の死亡率の推移
(施策の影響も含まれる)

世代効果

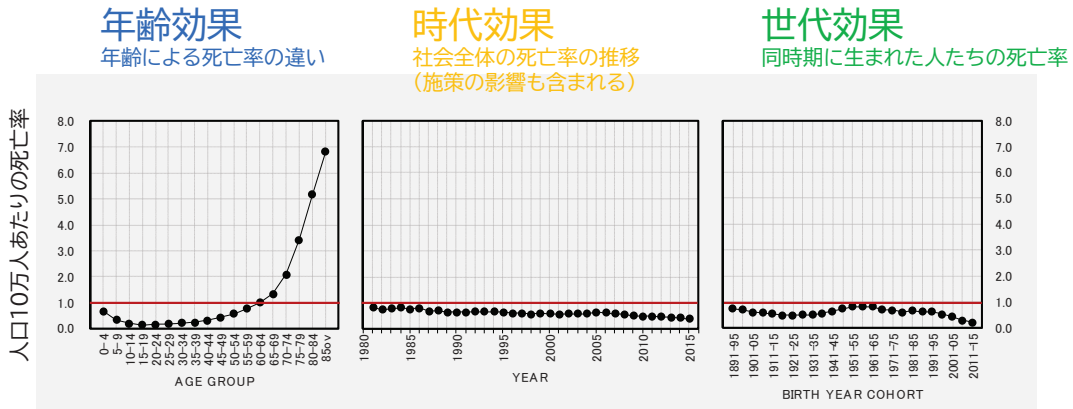
同時期に生まれた人たちの死亡率



National Research Institute of Fire and Disaster

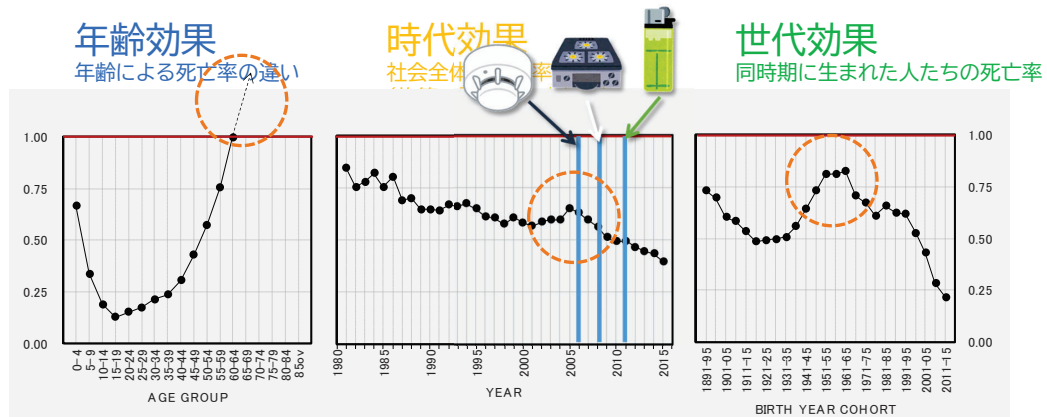


コホート分析結果の死亡率相当値



National Research Institute of Fire and Disaster

1人/10万人を拡大

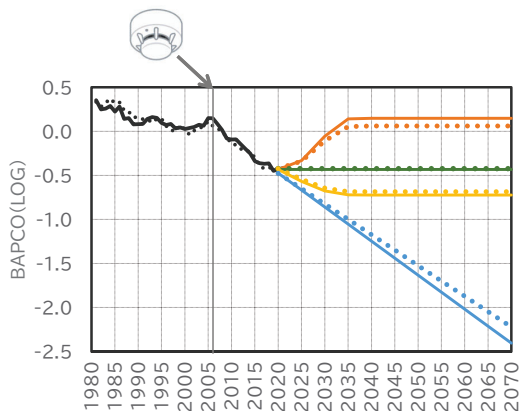


- 年齢効果: 65歳以上は死亡率が1/10万人を超えており、対策が必要と言われるレベルである
- 時代効果: 社会全体の住宅火災死亡率は2006年の住警器義務化開始から低下トレンドに変化した
- 世代効果: 1950年代～60年代前半生まれの世代の住宅火災による死亡リスクが高い

National Research Institute of Fire and Disaster

住宅火災死者数の将来推計

- ▶ 時代効果に4つの将来推計シナリオ ■ ■ ■ ■ を設定し、
- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口 令和5年推計 死亡・出生中位推を適用



反転

2021年から反転し、住警器設置義務化の2006年の値に15年間で戻る

一定

コロナ禍前の2019年の時代効果の値が継続するシナリオ（現状維持）

漸減

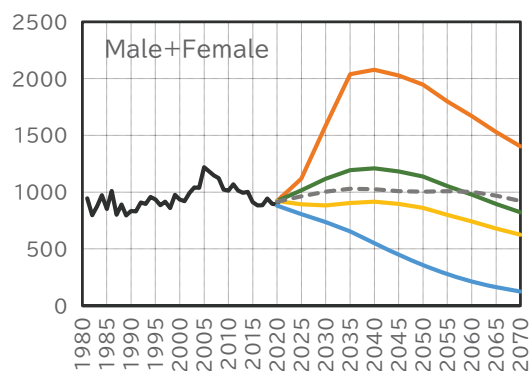
2011～20年の線形回帰の外挿にはじまり2036年以降一定（楽観的）

単調減少

2011年から2020年の時代効果の変化を線形回帰して外挿（非現実的）



推計結果



反転シナリオ

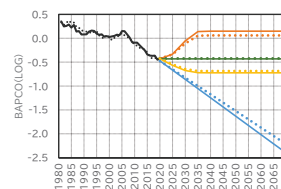
- 死者数は急激に増加し、2035～45年頃ピーク。
- 年間死亡者数は2,000人を上回る(2024年の2倍)

一定シナリオ

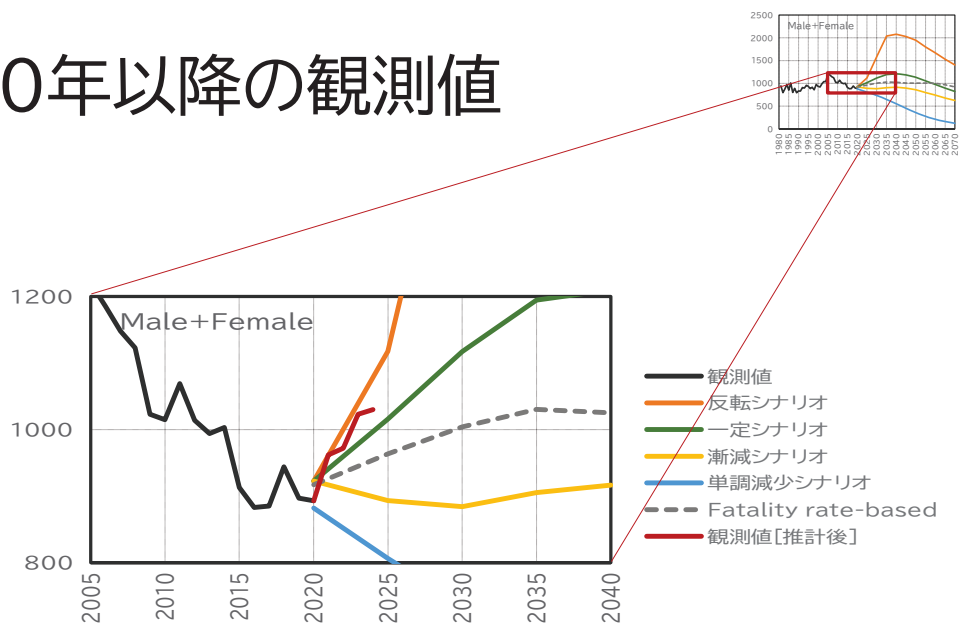
- 死亡者数は2040年頃まで増加し、その後は徐々に減少
- 2040年に1,210人に達する

漸減シナリオ

- 死亡者数は2040年まで概ね一定で、その後は徐々に減少



2020年以降の観測値



National Research Institute of Fire and Disaster



謝辞

本研究は統計数理研究所共同研究プログラム(30-共研-2032)の助成を受け、同研究所の中村隆名誉教授の協力を得て実施したものです。

National Research Institute of Fire and Disaster





住「警器」の歌「契機」に ～オリジナルミュージックビデオで目指せ 住宅用火災警報器設置率1位～



沖縄県 糸満市消防本部

事例類型	Ⅵ 広報活動
取組期間	令和7年4月から

● 背景

当市では令和6年中一般家庭での火災が6件あった。そのうち死傷者を伴う火災においては全て住宅用火災警報器が未設置であり、住宅用火災警報器を設置しておけば火災による被害を低減できたという事案がほとんどだ。

そもそも、沖縄県は住宅用火災警報器の設置率が全国と比べても著しく低く、平成23年から令和7年までの間（平成24～26年のワースト2位除く。）全国最低の設置率である（11年連続最下位）。その中でも当市は令和7年6月時点において沖縄県内18消防本部の中で14位の設置率となっており、良いものではない。しかし、そのような状況を打開すべく当市消防本部では、「目指せ、糸満市の住警器設置率100%」をスローガンに職員を中心にオリジナルソングの「住警器の歌」を作成した。当市から発信し、沖縄県全体へと波及させ、住警器設置率全国1位を目指す契機となるのが狙いである。

● 内容

当市消防本部職員が趣味で行っているバンドにて、作詞・作曲及び演奏を手掛け「住警器の歌」を作成。地域のコミュニティラジオ放送局において毎朝の消防情報コーナーで「住警器の歌」のCM放送が流れることで、この曲や、住宅用火災警報器への問い合わせが増え、これに手ごたえを感じる。

当市出身の著名人の方々に協力してもらい「住警器の歌」のプロモーションビデオを当市消防本部職員が撮影・編集し、作成する。

ご当地ヒーロー「イトマンマン」や、アスリート系パフォーマーとして活躍する「バネ人間（外間友喜）」、ナレーションにはラジオパーソナリティの玉城美香氏等、様々な分野で活躍する当市の著名人の方々に全面無償協力してもらい「住警器の歌」のプロモーションビデオが完成する。

プロモーションビデオは当市の公式YouTubeにて閲覧が可能。
（右記QRコード参照 URL：<https://youtu.be/-fNKsdsJ5Fg>）



プロモーションビデオでは、庁舎内で職員による演奏及び歌唱を行い、ご当地ヒーローの「イトマンマン」や「バネ人間（外間友喜）」が曲を盛り上げた。

当市公式のSNS等で拡散されたプロモーションビデオが反響を呼びショート動画は公開から1週間以内に1万回以

上の再生回数に至る。それを契機に沖縄県内を中心に発刊されている新聞において秋の火災予防週間直前に1面記事（総合面）及び（社会面）にて同日両面で紹介される（図①）。

また、沖縄県内のラジオ局にも楽曲の提供を依頼され、番組の中でこの曲及び住宅用火災警報器の紹介をして頂く。沖縄テレビにて毎週放送されている生放送番組内のコーナーにおいて「住警器の歌」や住宅用火災警報器の紹介、当市消防本部の特集をして頂く（図②）。

「住警器の歌」の配布用ポスター及びチラシを作成し、自治連絡会を活用して、それらを配布し市内の各地域まで満遍なく、この曲が行き渡るようにした（図③）。

また、当市において毎月発刊している広報誌にもこの曲を取り上げて頂き、様々な場面で「住警器の歌」と「住警器（住宅用火災警報器）」をアピールできたと思える。この曲のプロモーションビデオは当市の本庁内にあるディスプレイで放映するとともに、県内でのイベント等でも積極的にアピールする。



図①令和7年11月7日付 琉球新報紙面



図②県内放映のTV番組でも紹介される。



図③広報用ポスター

● 成果

当市において動画を公開して設置した世帯は一か月で280件増えており、当市の住宅用火災警報器の設置率向上において、効率的に機能したと言える。

「住警器の歌」は発表から現時点においてわずか一か月しか経たないが、当市消防本部においては問い合わせの電話が絶えず、一般市民はもちろん、他の市町村の消防（局）本部からも問い合わせがある状況だ。沖縄県予防事務担当会議においても紹介され、住宅用火災警報器の動画を企業や地元キャラクターとタイアップして作成したいとの声も多々あり、沖縄県全体の設置率向上に今後大きく貢献できることと予想している。

正にこの曲及び動画は沖縄県全体の住宅用火災警報器の設置率向上を担う「契機」を作った。

● 特記事項

当市の子供たちから絶大な人気を誇る、ご当地ヒーロー達とのタイアップが実現できたため、今後は幼年消防クラブ員とも連携を図り、「住警器の歌」の式典時等における園児達との合同ライブ演奏を計画している（図④）。また、市内の家電量販店等ともタイアップし、住宅用火災警報器のコーナー付近で放送できるよう取り組む予定だ。



図④幼年消防クラブ員への普及活動

選考委員のコメント

住宅用火災警報器の設置率が全国と比べても著しく低い課題を解決するための「住警器の歌」とPRビデオという独創的アイディアは、今までにないほど多くの年代の心に残り、繰り返し実行できるだけでなく、一緒に歌うというアクションまで誘発している優れた取組です。



住警器設置率ワースト1からの挑戦



青森県 つがる市消防本部

事例類型	I 実効性向上 IV 他団体との連携 V 人材育成 VI 広報活動
取組期間	令和5年3月から

背景

当消防本部では、管内の住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置率が令和3年から3年連続（53%～60%）で県内最下位という深刻な状況が続いていた。令和5年には火災による死傷者数が7人（うち死者3名）と、過去10年間で最多を記録。このような事態を受け、住宅防火対策の強化が急務となった。

この背景には、高齢化率の高さ、設置義務化以前に建築された住宅の多さ、義務化から10年以上が経過したことによる住警器の老朽化が挙げられた。さらに、寒冷地域特有の冬季における暖房器具使用の増加も火災リスクを高める要因となっていた。

こうした課題を解決すべく、当消防本部は『住警器設置率ワースト1』という現状を逆手に取り、伸びしろしかないというポジティブな考え方で市民の防火意識の向上と設置率向上を目指す挑戦を開始した。

内容

1 広報・啓発活動

住警器設置率ワースト1を強調したインパクトのあるチラシを作成し、市内全域に配布した。（図1）また、市広報誌やホームページ、SNSを活用して防火の重要性を発信。さらに、日本火災報知機工業会から掲載の許可を得て「とりカエル通信」を市広報誌で連載し、マンガ形式で住警器の重要性を分かりやすく伝える取組を実施。市民から「理解しやすい。」と高評価を得た。（図2）

2 自治会との連携・講習会開催

自治会総会で市内の現状を説明し、自治会単位で出前講座を実施した。さらに、高齢者単身世帯を対象とした住宅防火講習会を開催。（図3、4）講習会では火災を防ぐための具体的なポイント、初期消火の知識や適切な対応方法、住警器の設置方法や交換のタイミングなどを分かりやすく解説し、一般社団法人全国消防機器協会から寄贈された住警器100個を無料で配布した。

3 高齢者世帯への支援活動

県消防設備保守協会から寄贈された住警器40個を市社会福祉協議会と連携し、高齢者単身世帯へ直接設置する活動を展開。消防職員が訪問して設置を支援することで、確実な普及を図った。



図1 啓発チラシ



図2 とりカエル通信



図3 市広報誌で案内



図4 講習会の様子

4 ユニークな普及活動

地元のお菓子店と共同で『ジューケーキ』というオリジナルケーキを開発。そのパッケージに住警器をPRするデザインを採用した。（図5）このケーキは広報用アイテムとして活用され、親しみやすい形で啓発を行った。『ジューケーキ』を購入した市民からは「住警器に交換時期があると知らなかった。」といった声が寄せられ、住警器への関心を高める効果が確認された。また、この取組は地元の新聞、テレビにも取り上げられ、広く注目を集めた。



図5 ジューケーキ

5 幼少年女性防火委員会の活動強化

幼少年女性防火委員会は地域住民向けに防火イベントを開催した。横浜市消防局の許可を得て、幼年消防クラブの子供たちが『それゆけ！キッズ消防隊』『それゆけ！キッズ救急隊』の歌やダンスを披露。元気いっぱいのパフォーマンスで、参加者に防火の大切さを楽しく伝えた。

また、屋外会場ではVR消火器を使用した消火体験やホースを使った放水体験を実施し、火災への具体的な対処法を学ぶ場を提供した。これらの活動を通じ、防火意識の啓発を積極的に行った。（図6）



図6 防火イベントの様子

成果

これらの取組の結果、以下の成果を達成した。

1 火災による死者数ゼロと火災件数ゼロの達成

令和6年には火災による死者数がゼロとなり、特に高齢者世帯での被害が大幅に減少した。また、令和6年10月から令和7年3月にかけて、寒冷地域で特に火災リスクが高い冬季においても火災件数ゼロを記録し、成果を上げた。

2 住警器設置率の向上

令和6年の住警器設置率は68%に向上し、高齢者世帯を中心に設置率が約15%増加した。これにより、高齢化率が高い地域においても火災被害のリスクが大幅に低下した。

3 防火意識の向上

市民の防火意識が大きく向上し、特に住警器の重要性や交換期限への関心が高まった。『ジューケーキ』などのユニークな普及活動や、啓発イベントを通じて、市民が防火対策に積極的に取り組む姿勢が強化された。防火イベントに参加した市民からは「防火意識が高まり、家の安全を見直すきっかけになった。」といった声が寄せられ、住民の防火意識が確実に向上したことが確認された。

特記事項

住警器は火災時に命を守る重要な手段であり、本取組は設置率向上と市民の防火意識向上を実現した。今後も啓発活動の強化、地域連携の推進、技術の活用、支援体制の充実など、多角的な取組を通じ、住警器設置率向上及び火災被害ゼロを目指していく。



追加経費なし！他団体との協力による住宅用火災警報器の設置率向上取組について



岐阜県 下呂市消防本部

事例類型 IV 他団体との連携 VI 広報活動

取組期間 令和6年5月から

背景

令和6年5月に建物3棟全焼火災が発生、直後に5棟全焼火災が発生し、大きな火災が続いた。調査の結果、どちらの火災も無人の夜中に発生しており、原因は、電気火災が疑われている。電気器具・配線からの火災は、いつ発生するかわからないため、対策が難しいことが難点だ。この火災を契機に、いつ発生するかわからない火災に対して、当消防本部では、住宅用火災警報器の設置を推進することで住民の命を守ることにした。

当市の住宅用火災警報器の設置率は約80%であり、条例適合率は、約40%であった。市民の大多数が、台所に設置していれば良いと認識している状況であったため、他団体等と連携して設置率上昇と正しい認識を広める取組を行った。

内容

- ①設置推進動画を作成して、市公式YouTubeで広報活動を開始した。(右記二次元コード参照) それに伴い動画二次元コード付き住宅用火災警報器設置推進パンフレットを作成し女性防火クラブと協力して各世帯へ広報パンフレット配布を実施した。
- ②市民への設置推進をするために、見本となるべく市役所職員全員へ設置状況アンケートを実施し、設置していない職員へは消防職員が個別に説明を行った。
- ③当市では、障がい者及び65歳以上の高齢者に、それぞれ給付事業があり、住宅用火災警報器の購入補助制度がある。しかしながら、利用実績がなかったため、担当部局と調整して積極的に広報を行い活用することとなった。また、聴覚障がい者は、通常の広報では伝わらない可能性及び追加の補助設備を設置する必要があったため、市役所内手話通訳者に協力していただき、市内聴覚障がい者宅の住宅用火災警報器の設置状況を調査していただき、設置していない方へは手話通訳者と同行して説明を行った。
- ④区長会議、ケアマネージャー会議、民生委員会、敬老会会議に出向き、どのように設置を進めたら良いかの協議を行い、各団体から個別訪問やパンフレット配布をしていただけることとなった。話し合いの中で、高齢者のみの世帯で、火災対策に関心があるが、体は動きにくく、設置することが出来ないとのニーズがあったため、消防職員の設置取り付けサービスを開始した。これは、住宅用火災警報器を本人に準備していただき、消防職員が設置に行くものである。これらの活動を市内全世帯向けにパンフレットを配布し、また、市公式メールで設置推進を行った。
- ⑤一般社団法人全国消防機器協会には、住宅用火災警報器の配布モデル事業で協力していただき、住宅用火災警報器100個を希望した高齢者宅へ無償で配布した。自治会と協力をして、地区内全世帯アンケート及び広報活動を実施し、住宅用火災警報器配布及び希望者への取り付けも行っていただいた。
- ⑥「住宅用火災警報器推進」を目的に、防災フェスタを実施した。これは、当消防本部主催で、警察、女性防火クラブ、防災士会、商工会などと協力をして、地域住民のみなさまに関心をもってもらいイベントである。はしご車やパトカーなど、消防車両、警察車両展示やキッチンカーなどを呼んでマルシェを実施し、幅広い年齢をターゲットとした。



下呂市消防本部からのお知らせ
すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となっています！

義務がある「居室」と「寝室」の両方の設置が義務です。
この図の●は、設置義務がある場所です。○は、設置をすすめる場所です。

「取り付けが困難な方(※1)は、消防職員が、住宅用火災警報器の設置を無料でお手伝いいたします。」ご希望の方は、下呂市消防本部予防課へお電話ください。
なお、住宅用火災警報器(※2)は、ご自身で用意していただく必要があります。

※1 住宅用火災警報器設置サポート(事業)の対象は下記の世帯です。
市内在住の75歳以上の方のみの世帯、障がい者世帯、及び設置困難な理由がある世帯
※2 住宅用火災警報器は、家電量販店やホームセンターなどで販売しています。
消防職員が直接販売や検閲をすることはありません。
※3 QRコードからのご申し込みが可能です。
※4 不明な点は、下呂市消防本部予防課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
下呂市消防本部 予防課 ☎ 0576-25-6188

開催日時 12月1日(日) 10:00~14:00 入場無料

楽しく住宅防火・防災を学ぼう！
2024 防火安全フェスタ

楽しいイベントが盛りだくさん！
住宅防火・防災を「他人ごと」ではなく「我がごと」として考えよう！

消防車両展示 スタンプ集めて景品ゲット！
消防車両展示 消防士を体験しよう！

館内と入口周辺でマルシェ同時開催

主催：下呂市消防本部 会場：下呂市金山町金山973-2
担当：南消防署 ☎0576-34-0119

成果

大きな火災が発生した直後のため、火災に対する市民の関心も高く消防署への問い合わせが多数ある。問い合わせの結果、実際に設置するところまで繋がっているため、設置率が上昇し、広報活動の成果を実感しているところである。また、これらの取組をローカルテレビや新聞社地域版に取り上げていただいたことにより、さらに市民の興味関心が高まり相乗効果を感じているところである。

消防職員による住宅用火災警報器の設置取り付けサービスは、各団体との話し合いの結果から生まれた取組であり、実際に取り付けに行った際に大変感謝されたことから、市民の要望にしっかりと応えられたものだと感じている。



特記事項

今回の活動は、市民の方へ住宅用火災警報器の重要性を知っていただき、寝室に必要なことを周知したところである。しかしながら、適宜行っている住宅用火災警報器のアンケートの結果から、設置後10年経過している警報器が多数あることが判明したため、市内全世帯設置後の次のステップは、住宅用火災警報器の交換が必要だと考えている。今回の取組や実施は、費用が必要ないものばかりである。実際に設置に費用が必要な市民のみなさんの心を動かすためには、職員の熱意が重要だと実感している。

事例① 概要

背 景	
	<p>● 全国の住宅火災による死者数は、高止まりの状況が続いている。住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）を設置することにより、死者数・損害額が概ね半減、焼損床面積が約6割減するというデータが出ており、住警器の設置・維持管理は、住宅火災の死者数を減少させるためのカギとなっている。</p> <p>当管内においては、住警器の設置が義務化されて新築で18年、既存住宅で16年経過しているものの、いまだ設置率は一定にとどまっており、さらに設置から10年以上経過している住宅が相当数あると予想されている。</p> <p>この状況を打開するため、今年度から消防本部予防課内に「火災予防推進担当」を設け、住宅防火及び住警器の設置・維持管理促進の広報強化に取り組んだ。</p>
内 容	
	<p>① 民間企業等との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・ 飲料販売員による広報活動 <p>飲料等販売会社と「火災予防及び予防救急に関する連携協定」を締結し、9/1～9/21の「住宅防火・防災キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）」期間中、管内3か所の宅配センター所属の販売員に保冷カバン・車両等への掲示、住警器チラシの配布及び口頭による啓発の協力をいただいた。</p> <ul style="list-style-type: none">・ レシート広報 <p>キャンペーン期間中、趣旨に賛同いただいた管内のホームセンター及び家電量販店が発行するレシートに住警器の広報文を掲載していただいた。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住警器広報リレーの開催 <p>このリレーは11/9～12/31の間、当消防本部及び協力団体が運用している車両に住警器広報用マグネットシート(20枚)を貼付して広報するもので、1つの団体が6日間程度貼付した後、マグネットシートをバトンにして、リレー形式で次の団体へつないでいく取組である。</p> <p>スタートを当消防本部の消防車、アンカーを救急車とし、その間の期間をタクシー会社、バス会社、郵便局、医師会、組合構成市町等の協力団体でつないでいただいた。</p>



飲料販売員の広報出発式



協力団体の車両にマグネットシート

② 講話の実施（福祉部局・民生委員、小学校との連携）

- ・高齢者対象（福祉部局・民生委員と連携）

組合を構成している1市3町の福祉部局・民生委員の協力を得て、老人クラブ・サロン・宅老所等で住宅防火及び住警器に関する講話を15回実施した。

- ・子ども対象（小学校と連携）

管内の小学校に呼び掛け、希望のあった5つの小学校で「防火防災教室」を開催し、子ども達が自宅で住警器のチェック及び点検ができるようになることを目標に講話を行った。

③ イベントの開催（少年消防クラブ・消防団・民間企業等との連携）

- ・消防ふれあい広場

組合構成市町（1市3町）で開催される産業まつりの各会場において、消防ブースを設けて“消防ふれあい広場”を開催した。住警器の相談コーナーを開設するとともに、少年消防クラブ員や消防団員の協力を得て啓発活動を行った。

- ・住宅防火・防災キャンペーンイベント

キャンペーンを盛り上げるため、管内ホームセンターで啓発イベントを行った。店内でイベントの案内放送や住警器啓発動画を流すなど店舗の全面協力で開催することができた。

- ・組合消防発足50周年イベント

昭和49年に1市3町で発足した当消防本部の50周年記念イベントにおいて、住警器啓発コーナーを開設し、一般社団法人日本火災報知器工業会から無償提供いただいた広報資料を活用した啓発広報を行った。

④ 自治区との連携

一部の自治区に協力を得て、当該自治区主導により全戸を対象とした住警器アンケートの実施、チラシ配布などの啓発活動を実施した。また、各自治区の自主防災訓練で、住宅防火及び住警器の設置・維持管理の啓発を行った。

⑤ 市建築部局との連携

組合構成市町の1つである半田市の建築課が耐震診断対象住宅を対象に実施している“耐震診断ローラー作戦”に同行し、戸別訪問による啓発活動を行った。

⑥ 啓発活動の広報

各啓発活動を当消防本部のホームページやSNSに掲載し、住警器に少しでも関心を持ってもらえるよう情報発信に心掛けた。また、報道機関への情報提供にも努め、



高齢者サロンでの講話



少年消防クラブ員による広報



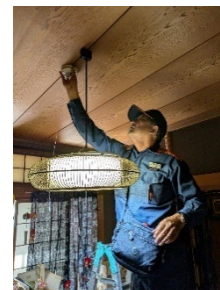
キャンペーンイベント

ブロック紙地方版に“その火災警報器 大丈夫？”という特集記事で掲載された。

成 果

各取組を展開していく過程で、住民から住警器に関する問合せや相談が多く寄せられるようになった。また、住宅防火・住警器についての講話や住警器取付支援事業の依頼が増加した。

イベントや講話の中で「飲料販売員と一緒に住警器の点検をやった。」、「小学生が家中の住警器の点検をやった。」などの声が寄せられ、各取組により住警器が住民に浸透してきていることを実感した。



住警器取付支援事業

特記事項

飲料等販売会社との連携協定は、住警器の啓発がきっかけで締結に至った。今後さらに火災予防・予防救急など幅広い分野で連携していく予定である。

今年度多くの団体と連携することにより、相乗効果や「1つの連携が新たな連携を生み、取組の輪が広がっていく。」という経験をした。これらの取組をさらに大きく、かつ、継続的に成長させていけるよう、今後も多方面に働き掛けていきたい。

事例② 概要

背 景
<p>● 当消防本部管内の住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）設置率は全国及び県の平均値を下回った状態が続いており、様々な啓発活動を展開するも大きな改善には至っていない。</p> <p>その要因には、公共交通機関の充実度が低い地域性もあって高齢者世帯の多くが手軽な外出が困難であることや、インターネット利用に不安要素がある等の理由により、住警器の入手に対するハードルの高さが挙げられる。</p> <p>また、啓発活動が長期に渡る中、取り組み内容のパターン化が住民に響かない要因の一つと考えられることから、従前の枠に捉われない視点からのアプローチを模索する必要があった。</p>
内 容
<p>1 関係団体との連携による住警器購入代行・料金立替えサービス</p> <p>当消防本部で実施している住警器取付支援サービスは、「利用者が自ら準備した住警器を消防職員が無償で設置するもの」であるため、住警器を自ら準備することが難しい利用者への対応として、須賀川地方消防防災協会（以下「防災協会」という。）の協力により、購入代行及び料金立替えサービスを開始した。</p> <p>当該事業は、立て替えのための資金を防災協会の予算から支出し、同協会事務局で購入を代行、管轄する消防職員が取り付けを行うもので、取り付け時に利用者から住警器の代金を受け取って協会予算へ戻入するのが一連の流れとなる。</p> <p>利用者から受領するのは住警器の実費分のみで、領収証は防災協会長名で発行している。</p> <p>なお、住警器は、制度のわかりやすさと透明性を担保する観点から、管内の実店舗で通常販売されている商品を購入している。</p> <p>これらは、行政では弾力的な対応が難しい部分を防災協会が受け持つことで実現したものである。</p> <p>【住警器取付支援サービス】</p> 

2 民間事業者との連携による住警器普及啓発活動

行政主体の広報に加え民間の広報媒体（地域情報誌や街頭LEDビジョン広告等）の活用を積極的に進めるとともに、幅広いネットワークと独自のノウハウを持つ民間事業者との連携による啓発活動の多角化を模索した。

当消防本部管内の地域性（高齢者世帯はもとより専業及び兼業農家の占める割合が比較的高い）を鑑み、対象世帯との関係が深く、かつ、防災協会の会員でもあるJA夢みなみ（夢みなみ農業協同組合）に焦点を当てて協議したところ合意に至り、先般、協定書を取り交わしたところである。

JA側で行うのは、①住警器普及啓発活動に関する事、②住警器相談窓口に関する事、③住警器取付支援サービス（購入代行・料金立替えサービス含む）に関する事、④その他本協定の目的に沿う事柄に関する事で、ホームページや広報誌によるPR、ポスターやチラシの掲示・配布等を通し、主にソフト面で「消防と住民の橋渡し役」的な役割を担う。

【連携協定締結式】



【連携PRポスター】



成 果

1 関係団体との連携による住警器購入代行・料金立替えサービス

本事業による取付実績は、383 個・約 250 世帯（R4/6～R5/12）

平成 31 年 1 月に開始した取付支援サービス全体では 1,837 個で、購入代行・料金立替えサービスの開始とともに伸び率が大きくなっており、確実な成果を生み出している。なお、設置率の変化は以下のとおり。

【R4：設置率 73%・条例適合率 42% → R5：設置率 79%・条例適合率 53%】

また、利用者からの評判も良く、口コミから設置に至るケースもみられるなど、取り付けを担当する所属職員の士気高揚にも一役買っている。今後、取替え需要への対応も含め当面の間継続していく。

2 民間事業者との連携による住警器普及啓発活動

協定締結からまだ期間が浅いもののホームページや店舗等での啓発活動がスタートし、各種メディアへの掲載や双方のキャラクターを載せたポスター・チラシ等も手伝って、これまで無関心だった層へのPRにも一定の効果を感じている。

今後、組合員等に対する個別広報等のいわゆるローリング作戦も予定されており、より高い訴求効果が期待される。

特記事項

1 関係団体との連携による住警器購入代行・料金立替えサービス

先進事例に倣えば、料金立替えより無償配布が理想的と思われるが、当本部管内の構成市町村による対応が異なる点（全戸に無償配布の自治体から特に取り決めのない自治体まで）等の事情を考慮し、当該手法を選択した。

なお、防災協会からは住警器取付支援サービスで使用する資機材についても継続的に提供を受けている。

2 民間事業者との連携による住警器普及啓発活動

連携に係る事前協議は概ねスムーズに進んだものと認識している。これは、住警器の普及促進が地域住民の安全・安心に直結するもので、当該連携が地域貢献を標榜するJA側の理念と一致した点も大きい。今後、さらなる連携を模索するとともに、点検及び交換を主体とした維持管理面の啓発にも一層力を注いでいく必要がある。

事例③ 概要

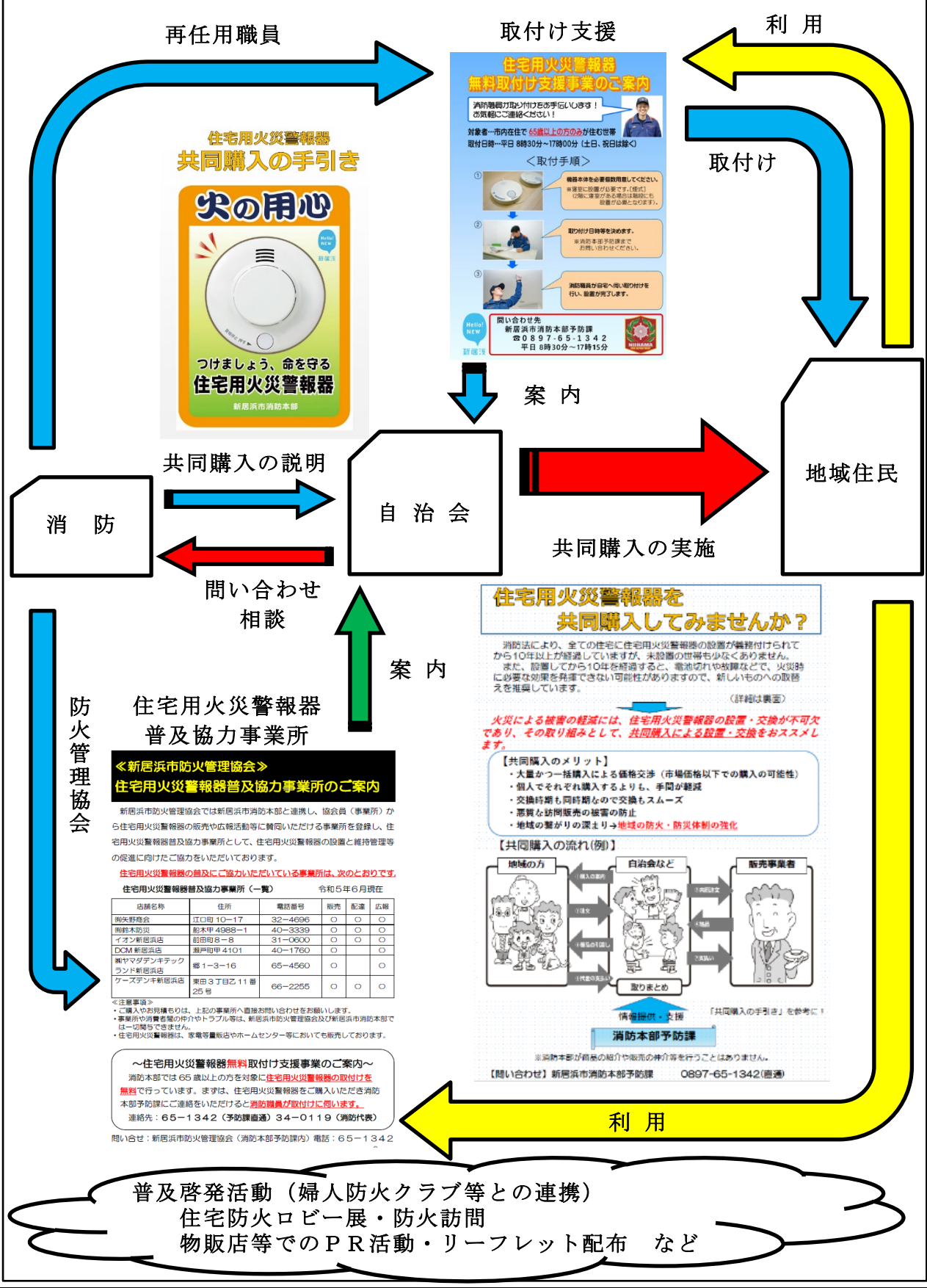
背 景	<p>●昨年度まで秋季全国火災予防運動期間前後に住宅用火災警報器の普及推進活動を実施してきましたが、なかなか設置率が上がらないのと集客力が足りなく、更に関心を高めるため、当組合消防本部の外郭団体である藤岡多野防火安全協会の創立10周年記念事業を活用し、消火体験装置を購入した。今年度はその消火体験装置を住宅用火災警報器の普及推進活動に取り入れた計画で進めた。</p>
内 容	<p>●今年度、春の集会場開所記念イベントと市の夏祭りにおいて、消火体験装置のブースを設けて、圏域住民を含め多くの方に火災に似た燃焼状態を作り、消火を体験してもらった。また、その隣に住宅用火災警報器普及推進のブースを設け消火体験後に来てもらいリーフレットやトイレットペーパー等の普及推進物品を配布し、さらにお子さんには風船のサービスも追加しながら、本物の住宅用火災警報器を用いて作動確認をしてもらい、設置場所や維持管理を広報し盛大な広報活動となった。</p>
成 果	<p>●昨年度までの住宅用火災警報器ブースだけで実施した活動と比べて格段に集客力があり、ほぼ会場を歩きまわりながら実施する必要がなくなった。住宅用火災警報器と消火体験装置コラボしたことにより、多くの方に充実した内容の広報活動を実施することができた。</p>
特 記 事 項	<p>●今後は着ぐるみや動画映像等を取り入れた普及推進活動を検討して、さらに広報活動を魅力あるものにしていきたい。</p>



事例④ 概要

背 景	
	<ul style="list-style-type: none">● 当消防本部においては、管内の住宅用火災警報器の設置率及び条例適合率が県平均を下回る状態が続いており、設置率の向上が急務である。さらに、住宅用火災警報器の設置が義務化されて10年以上経過することから、併せて取替えを推奨する必要性が生じている。
内 容	
	<ul style="list-style-type: none">● 各小学校区の連合自治会や単位自治会に対し、住宅用火災警報器の共同購入について手引き等資料を作成して説明するなど、自治会での実施に係るサポートを行っている。 また、新居浜市防火管理協会に協力を仰ぎ、会員事業所の中から募集した住宅用火災警報器普及協力事業所に、住宅用火災警報器普及の広報協力や共同購入への協力をいただいている。 さらに、従来から実施している、再任用職員による高齢者世帯への住宅用火災警報器の無料取付け支援事業を自治会に案内することにより、購入から取付けまでのサポート体制を構築している。

住宅用火災警報器設置率向上のための連鎖（イメージ図）



再任用職員

取付け支援

利用

住宅用火災警報器 共同購入の手引き



住宅用火災警報器 無料取付け支援事業のご案内

消防職員が取り付けの手伝いをいたします！
お気軽にご連絡ください！

対象者…市内に在りて65歳以上の方が住む世帯
取付け日時…平日 8時30分～17時00分（土日、祝日は除く）

<取付け手順>

1. 機器本体を必要箇所に設置してください。
※設置に設置が必要ですが、「据付」の取付け作業が必要となります。
2. 取付け日時等を決めます。
※消防本部防犯課までお問い合わせください。
3. 消防職員が自宅へ伺い取付けを行います。設置が完了します。

お問い合わせ先
新居浜市消防本部防犯課
0897-65-1342
平日 8時30分～17時15分

取付け

案内

地域住民

消防

自治会

共同購入の実施

共同購入の説明

問い合わせ
相談

案内

防火管理協会

住宅用火災警報器 普及協力事業所

＜新居浜市防火管理協会＞ 住宅用火災警報器普及協力事業所のご案内

新居浜市防火管理協会では新居浜市消防本部と連携し、協会員（事業所）から住宅用火災警報器の販売や広報活動等に賛同いただける事業所を登録し、住宅用火災警報器普及協力事業所として、住宅用火災警報器の設置と維持管理等の促進に向けたご協力をいただいております。

住宅用火災警報器の普及にご協力いただいている事業所は、次のとおりです。

住宅用火災警報器普及協力事業所（一覽） 令和5年6月現在

店舗名称	住所	電話番号	販売	配達	広報
新矢野商店	江口町 10-17	32-4696	○	○	○
新野木防災	船木町 4888-1	40-3339	○	○	○
パオン新居浜店	新居町 8-8	31-0800	○	○	○
DCM新居浜店	瀬戸町 4101	40-1760	○	○	○
新ヤマダデンキテックランド新居浜店	郷 1-3-16	65-4560	○	○	○
ケーズデンキ新居浜店	東田 3丁目乙 11番 25号	66-2255	○	○	○

＜注意事項＞
 ・ご購入やお見積もりは、上記の事業所へ直接お問い合わせをお願いします。
 ・事業所や消費者間の仲介やトラブル等は、新居浜市防火管理協会及び新居浜市消防本部では一切関与できません。
 ・住宅用火災警報器は、家電量販店やホームセンター等においても販売しております。

～住宅用火災警報器無料取付け支援事業のご案内～
 消防本部では65歳以上の方を対象に住宅用火災警報器の取付けを無料で行っていきます。まずは、住宅用火災警報器をご購入いただき消防本部防犯課にご連絡をいただくと消防職員が取付けにまいります。
 連絡先：65-1342（予防課直通） 34-0119（消防代表）

問い合わせ：新居浜市防火管理協会（消防本部予防課内）電話：65-1342

住宅用火災警報器を共同購入してみませんか？

消防法により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年以上が経過していますが、未設置の世帯も少なくありません。また、設置してから10年を経過すると、電池切れや故障などで、火災時に必要な効果を生きできない可能性がありますので、新しいものへの取替えを推奨しています。（詳細は裏面）

火災による被害の軽減には、住宅用火災警報器の設置・交換が不可欠であり、その取り組みとして、共同購入による設置・交換をおすすめします。

- 【共同購入のメリット】
- ・大量かつ一括購入による価格交渉（市場価格以下での購入の可能性）
 - ・個人でそれぞれ購入するよりも、手間が軽減
 - ・交換時期も同時期なので交換もスムーズ
 - ・悪質な訪問販売の被害の防止
 - ・地域の繋がりの深まり→地域の防火・防災体制の強化

【共同購入の流れ(例)】



消防本部が自身の紹介や販売の仲介等を行うことはありません。

【問い合わせ】新居浜市消防本部予防課 0897-65-1342（直通）

利用

普及啓発活動（婦人防火クラブ等との連携）
 住宅防火ロビー展・防火訪問
 物販店等でのPR活動・リーフレット配布 など

成 果

- 複数の自治会が共同購入に取り組んでくれており、住宅用火災警報器普及協力事業所の存在が後押しする形で設置及び取替えの推進につながっている。取付け支援についても多くの連絡をいただき、取付け実績は前年度を上回る見込みである。

普及啓発の広報についても、これまで実施場所の選定に苦慮していたものが、協力事業所に場所を提供いただくことにより、効率的かつ効果的な広報を実施することが可能となった。

特 記 事 項

- 今後は、自治会及び地域住民に対し取替え及び定期的な点検の実施による適切な維持管理の推進並びに火災予防に関する情報を定期配信する「消防かわら版」を創刊し、地域の防火体制の強化に繋げていきたいと考えている。

住宅用火災警報器 共同購入の手引き

火の用心



つけましょう、命を守る
住宅用火災警報器

新居浜市消防本部

住宅用火災警報器を 共同購入してみませんか？

消防法により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年以上が経過していますが、未設置の世帯も少なくありません。
また、設置してから10年を経過すると、電池切れや故障などで、火災時に必要な効果を発揮できない可能性がありますので、新しいものへの取替えを推奨しています。

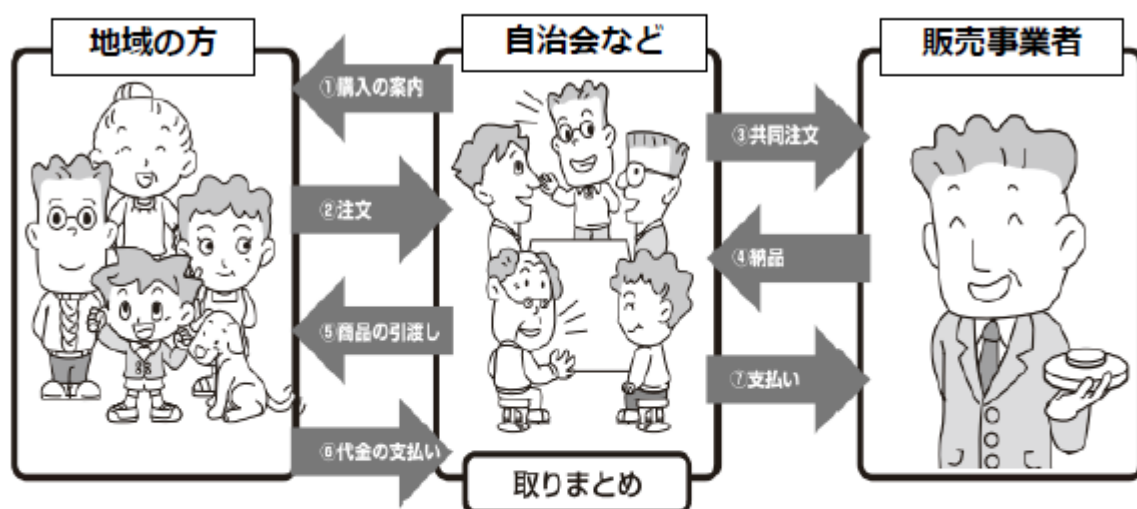
(詳細は裏面)

火災による被害の軽減には、住宅用火災警報器の設置・交換が不可欠であり、その取り組みとして、共同購入による設置・交換をおすすめします。

【共同購入のメリット】

- ・大量かつ一括購入による価格交渉（市場価格以下での購入の可能性）
- ・個人でそれぞれ購入するよりも、手間が軽減
- ・交換時期も同時期なので交換もスムーズ
- ・悪質な訪問販売の被害の防止
- ・地域の繋がりの深まり→地域の防火・防災体制の強化

【共同購入の流れ(例)】



情報提供・支援

「共同購入の手引き」を参考に！

消防本部予防課

※消防本部が商品の紹介や販売の仲介等を行うことはありません。

【問い合わせ】新居浜市消防本部予防課

0897-65-1342(直通)

住宅用火災警報器

住宅用火災警報器が煙や熱を感知して、
警報音や音声で火災発生を知らせます。



平成23年6月1日から住宅等への設置が
義務化されています。

また、設置後10年を目安に取り替えましょう。

「つけて良かった火災警報器!!」

とりカエル。



■ 寝室・階段への取付けが義務付けられています。



■ 台所・居室への取付けもお勧めします。

《新居浜市防火管理協会》 住宅用火災警報器普及協力事業所のご案内

新居浜市防火管理協会では新居浜市消防本部と連携し、協会員（事業所）から住宅用火災警報器の販売や広報活動等に賛同いただける事業所を登録し、住宅用火災警報器普及協力事業所として、住宅用火災警報器の設置と維持管理等の促進に向けたご協力をいただいております。

住宅用火災警報器の普及にご協力いただいている事業所は、次のとおりです。

住宅用火災警報器普及協力事業所（一覧）

令和5年7月現在

店舗名称	住所	電話番号	販売	配達	広報
備失野庵会	江口町 10-17	32-4696	○	○	○
備鈴木防災	船木甲 4988-1	40-3339	○	○	○
イオン新居浜店	前田町 8-8	31-0600	○	○	○
DCM 新居浜店	瀬戸町甲 4101	40-1760	○		○
備ヤマダデンキテック ランド新居浜店	郷 1-3-16	65-4560	○		○
ケースデンキ新居浜店	東田 3 丁目乙 11 番 25 号	66-2255	○	○	○

《注意事項》

- ご購入やお見積もりは、上記の事業所へ直接お問い合わせをお願いします。
- 事業所や消費者間の仲介やトラブル等は、新居浜市防火管理協会及び新居浜市消防本部では一切関与できません。
- 住宅用火災警報器は、家電量販店やホームセンター等においても販売しております。

～住宅用火災警報器無料取付け支援事業のご案内～

消防本部では 65 歳以上の方を対象に住宅用火災警報器の取付けを無料で行っています。まずは、住宅用火災警報器をご購入いただき消防本部予防課にご連絡をいただくと消防職員が取付けに伺います。

連絡先：65-1342（予防課直通）34-0119（消防代表）

問い合わせ：新居浜市防火管理協会（消防本部予防課内）電話：65-1342

住宅用火災警報器 無料取付け支援事業のご案内


消防職員が取付けをお手伝いします！
お気軽にご連絡ください！





対象者・・・市内在住で**65歳以上の方のみ**が住む世帯

取付け日時・・・平日 8時30分～17時00分（土日、祝日は除く）

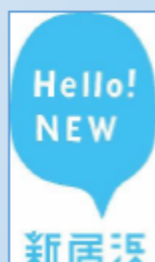
<取付け手順>

- 

① 機器本体を必要個数用意します。
※寝室に設置が必要です。（煙式）
（2階に寝室がある場合は階段にも設置が必要となります。）
- 

② 取付け日時等を決めます。
※消防本部予防課までお問い合わせください。
- 

③ 消防職員が自宅へ伺い取付けを行い、設置が完了します。



問い合わせ先

新居浜市消防本部予防課

☎0897-65-1342

平日8時30分～17時15分



事例⑤ 概要

背景
<p>● 国では例年、住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者であり、本市においても、同様の傾向が見られる。</p> <p>住宅火災の被害を軽減するためには、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置が有効であるが、本市で実施した市民意識調査によると、住警器の年代別設置状況が、65歳以上の年齢区分において特に設置率が低いことが示された。また、設置していない理由としては、「自分では設置できない」が多くを占めた。</p> <p>このことから、自ら住警器の取付けが困難な高齢者世帯に対し、確実に住警器を設置するため、『消防職員による住宅用火災警報器の取付支援事業』を開始した。</p>
内容
<p>● 取付支援事業の内容について</p> <p>65歳以上の高齢者世帯に加え、本人では取付けが困難な身体障害者手帳の交付を受けている方の世帯を対象とし、まず、申請書を消防局予防課へ提出してもらい、予防課の職員がご自宅に訪問し、申請者自身で準備した住警器の取付けを行う。</p> <p>また、未設置世帯への新規の取付けだけでなく、住警器の寿命が約10年で、すべての住宅に設置が義務付けられた平成23年から10年以上が経過し、交換時期を迎えていることから、設置世帯への取替えも対象としている。</p> <p>なお、取付作業に伴うトラブル防止のため、建物構造により取付けられない場合があることや、取付作業中に不可抗力により生じた損害は、賠償の責を負わない、また、不用となった住警器は、市のルールに従い処分すること等、互いのルール（同意事項を定めた住宅用火災警報器取付支援実施要綱を作成した。</p> <p>● 市民への広報について</p> <p>住宅用火災警報器取付支援の広報チラシを作成し、新聞社、市政ニュース、ホームページへの掲載をはじめ、高齢者の集まる生涯学習教室等での紹介を行い、広く周知を図っている。</p> <div data-bbox="624 1563 967 2056" style="text-align: center;"> <p>西宮市消防局</p> <p>住宅用火災警報器 取付けを支援します</p> <p>【支援内容】住宅用火災警報器の取付け・取替えを消防職員が行います。</p> <p>【条件】・住宅用火災警報器をご自身で準備した方であること ・65歳以上又は障がい者手帳の交付を受けている方のみで構成される世帯であること ・配線等の電気工事を伴わないこと ・取付けに立ち会えること</p> <p>【受付時間】平日の 8：45～17：30 【取付時間】平日の 10：00～16：00</p> <p>【申込方法】 西宮市消防局予防課にお問い合わせください。 「住宅用火災警報器取付支援申請書兼取付動作確認書」で申請が必要です。</p> <p>【問い合わせ】 西宮市消防局予防課 TEL：0798-32-7316 FAX：0798-36-2475 （〒662-0918 西宮市六瀬寺町8-28 西宮市役所第二庁舎2階）</p> <p>⚠️ 注意事項 ・定期的な点検や掃除は、ご自身で行ってください。 ・消防署では、住宅用火災警報器の販売は一切行っておりません。 ・悪質な訪問販売にご注意ください。</p> </div>

成 果	
	<p>● 現在、申請のあった世帯から、順次取付けを行っており、申請者の身体等に負担をかけることなく、確実に住警器が設置でき、市内に一住戸でも多く消防法令に適合した、安全な住宅を実現した。</p> <p>また、併せて申請者に住宅防火に関する指導を行うことで、更なる火災予防の推進が図られた。</p>
特記事項	
	<p>● 本取付支援の利用者からは大変好評であり、特に、子供が高齢者の親を気づかい、取付けを依頼するケースもあり、その親を思う気持ち、また、「ほんとうに、頼んでよかった。」と取付職員への感謝の言葉に触れることができ、職員のモチベーション向上にも繋がっている。</p>

事例⑥ 概要

背 景	<ul style="list-style-type: none">● 当市において、住宅用火災警報器の設置率は伸び悩んでいる状況であり、令和4年度発表の数値は69.5%と、全国平均値と比較すると約15%も低い現状であった。 これまでも様々な広報手段を模索し、積極的な広報活動を実施してきたが、広報だけでは設置率向上が見込めないことから新たな取り組みが必要であった。
内 容	<ul style="list-style-type: none">● 当消防本部独自の新たな取り組みとして、住宅用火災警報器の給付及び取付支援事業を実施した。これは消防職員が直接住宅に出向き、住宅用火災警報器の現物を給付し、また取付けまでを行う事業で、住宅用火災警報器が未設置の75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯を対象に、年間200世帯を上限に実施したものである。給付の上限は1世帯当たり2個までとし、居住者が住宅用火災警報器を用意できる場合はその取付けについても併せて行った。
成 果	<ul style="list-style-type: none">● 4月上旬に受付を開始、受付開始後約2週間で申込数が上限の200件に達した。6月から順次給付及び取付支援を行い、10月下旬に事業を完遂することができた。 消防職員が訪問して実施することで、信頼を得た上で火災予防に関する啓発を直接実施することができ、住宅用火災警報器の設置率向上という直接的な効果の他に、火災予防思想の高揚という副次的な効果もあったと感じた。
特記事項	<ul style="list-style-type: none">● 本事業の開始前の課題としては、「申請者数が伸びない可能性」、「取付支援に要する時間の確保」が挙げられた。前段については、市政だよりや行政回覧などの広報に力を入れたほか、市の高齢者支援担当課や各地域の民生委員にご協力をいただくことで対象者に効果的に周知でき、予想を上回る申請をいただくことができた。後段については、再任用職員を主として予防課職員全員で均等に出向することで、通常業務への影響を最小限に留めることができた。 また、本事業は3箇年の計画で進めており、都度、事業の見直しを行いながらさらに事業効果が上がるよう推進していく。

事例⑦ 概要

背 景	
	<ul style="list-style-type: none">● 全国の住宅火災による死者数は、高止まりの状況が続いている。当消防本部管内においても、令和6年中に住宅火災で5名の命が失われた。住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）を設置することにより、死者数・損害額が概ね半減、焼損床面積が約6割減するというデータも出ており、住警器の設置・維持管理は、住宅火災の死者数を減少させるために必要不可欠なものとなっている。 当消防本部管内の住警器設置率は、全国及び県の平均を下回っており、設置されていても10年以上経過している住宅がかなりあると予想されている。これまでも、継続的に普及啓発活動を実施してきたが、未だ個別訪問調査や住宅防火講話時などに、「住警器のことを初めて知った。」という住民の声を聞くことがあり、住警器への関心を一層高めるための更なる広報方法が喫緊の課題となっている。
内 容	
	<ul style="list-style-type: none">● 【「住警器広報リレー」の実施】 「住警器広報リレー」とは、住警器の広報用マグネットシートを協力団体の車両に一定期間貼付していただき、そのシートをバトンに見立ててリレー方式で次の団体につなげて広報活動を展開していく取組である。 協力団体は、郵便局、バス会社、タクシー会社、医師会、市役所・町役場など地域に密着した10団体で、主に管内を頻繁に走行する車両（延べ76台）に広報用マグネットシートを貼付して広報を行った。 期間は、「住宅防火・防災キャンペーン(9/1～9/21)」と「秋季火災予防運動(11/9～11/15)」を含む97日間(8/29～12/3)とし、取組が中だるみやマンネリ化しないよう、定期的に広報媒体を活用した情報発信に心掛けた。 【情報発信】 取組の状況や内容をホームページ、SNSなど各種広報媒体で情報発信することにより、本来の目的である住警器広報の実効性を高めるとともに、協力団体のイメージ向上に役立ち、更なる協力につながった。 また、新聞(ブロック紙)の地方版にも掲載されたことから反響が大きく、広く住民に関心を持っていただくことができた。



住宅用火災警報器広報りレーの実施について

令和7年8月29日（金）から12月3日（水）までの間、「住宅用火災警報器広報りレー」を実施します。

このりレーは、住宅用火災警報器の広報用マグネットシートを協力団体様が運用している車両に貼付して広報にご協力いただくもので、1つの団体が13日間広報を実施した後、マグネットシートをバトン代わりにして、次の団体についでいきます。

りレーの期間は、「住宅防火・防災キャンペーン(9/1～9/21)」と「秋季火災予防運動(11/9～11/15)」を含む97日間です。

住宅用火災警報器を設置することにより、住宅火災による死者数・損害額が半減、焼損床面積が6割減となるデータが出ています。

住宅用火災警報器の設置及び維持管理をお願いします。

協力団体 ご協力ありがとうございます！

☆半田郵便局 ☆東浦郵便局 ☆知多乗合梯
 ☆安全タクシー(株) ☆名鉄知多タクシー(株)
 ☆半田市医師会健康管理センター ☆半田市役所
 ☆阿久比町役場 ☆武豊町役場 ☆東浦町役場

【広報りレー計画】

(第1走者) 8/29 (金)～9/10 (水)	阿久比町役場・東浦町役場
(第2走者) 9/12 (金)～9/24 (水)	半田郵便局・東浦郵便局
(第3走者) 9/26 (金)～10/ 8 (水)	管内の公共交通バス (半田市・阿久比町・武豊町・東浦町)
(第4走者) 10/10 (金)～10/22 (水)	知多乗合梯
(第5走者) 10/24 (金)～11/ 5 (水)	安全タクシー(株)・名鉄知多タクシー(株)
(第6走者) 11/ 7 (金)～11/19 (水)	半田市医師会健康管理センター
(第7走者) 11/21 (金)～12/ 3 (水)	半田市役所・武豊町役場




【昨年の広報りレーの様子】

ホームページ

知多中部広域事務組合消防本部
約2ヶ月間

【今年も住宅用火災警報器の広報りレー爆走中！】

皆さん、こんにちは。

今年も8/29（金）に住宅用火災警報器（略して「住警器」）の広報りレーがスタートしました。... もっと見る



住宅用火災警報器の広報りレー爆走中！！

第1走者 スタート！！
8/29(金)～9/10(水)
阿久比町役場公用車

東浦町役場公用車

赤色以外の公用車にも設置していただきます！
（※10日まで広報）

第2走者 阿久比町役場
東浦町役場

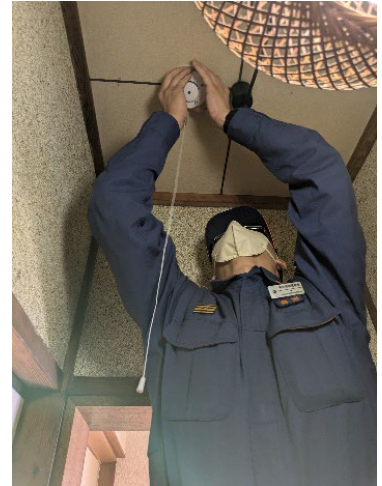
第3走者 知多乗合梯
安全タクシー(株) 名鉄知多タクシー(株)

第4走者 半田市医師会健康管理センター
半田市役所 武豊町役場

S N S の投稿記事

成 果

- 本取組を進めていく中で、住民からの問合せや相談が多く寄せられるようになり、住警器への関心が高まっていることを実感した。
- また、住宅防火及び住警器に関する講話依頼や住警器取付支援の依頼が増加した。
- 住警器広報りレーに参加している団体の声掛けにより、協力団体が増えた例があった。今後、このような形で連携の輪が広がることを期待したい。



住警器取付支援事業

特記事項

- 住警器を住民に浸透させるためには、多角的アプローチでより多くの広報機会を作り、地道に推進していくことが重要である。そのためには、消防本部の取組だけでは限界があり、他団体との連携が必須である。
- 本年度は、「住警器広報りレー」を通して多くの団体と連携を図ることにより、「一つの連携が新たな連携を生み、取組の輪が広がっていく。」という相乗効果を確認することができた。
- 今後も、「誰もが住警器を知っている。」という理想社会を目指して、本取組を継続的に大きく成長させるとともに、連携による他の取組も積極的に実施し、連携の輪を広げていきたい。

消防予第 274 号
令和 7 年 7 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置状況等調査結果（令和 7 年 6 月 1 日時点）について

住宅用火災警報器の設置率等の調査については、「住宅用火災警報器の設置状況等調査について」（令和 7 年 1 月 10 日付け消防予第 4 号）により依頼していたところです。

消防庁にご提出いただいた調査結果を集計したところ、令和 7 年 6 月 1 日時点における設置率等の結果は別添のとおりとなりました。

住宅用火災警報器の設置状況については、平成 23 年 6 月までに全ての住宅において設置が義務化されているところですが、全国平均値で設置率が約 8 割、条例適合率が 7 割弱となっている一方、設置率や条例適合率が非常に低い地域も見られます。

また、作動確認を実施した世帯のうち約 3.5%で住宅用火災警報器の電池切れや故障が確認され、設置から 10 年を経過した住宅用火災警報器の割合は約 32.2%となっています。住宅用火災警報器の設置の定着を図ることはもとより、火災時における適切な作動を確保する観点から、設置された住宅用火災警報器の定期的な点検と、設置から 10 年以上経過している住宅用火災警報器に対する本体交換の推奨など、機会を捉えた適切な維持管理の更なる働きかけをお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

〈連絡先〉

消防庁予防課 谷川・高木

電話：03-5253-7523

都道府県別設置率及び条例適合率（令和7年6月1日時点）
（標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。）

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	84.9%	65.8%	三重	83.3% (24)	66.8% (22)
北海道	84.7% (16)	68.5% (16)	滋賀	85.3% (14)	59.9% (35)
青森	75.2% (45)	54.4% (44)	京都	91.9% (3)	67.1% (21)
岩手	86.2% (12)	66.5% (26)	大阪	85.7% (13)	70.5% (12)
宮城	93.3% (2)	72.2% (6)	兵庫	89.4% (6)	70.9% (9)
秋田	84.5% (18)	67.2% (19)	奈良	77.2% (43)	58.2% (37)
山形	82.7% (27)	67.9% (18)	和歌山	77.7% (41)	62.1% (30)
福島	82.1% (30)	62.0% (31)	鳥取	82.5% (29)	46.4% (46)
茨城	79.0% (38)	60.2% (34)	島根	78.4% (39)	53.8% (45)
栃木	84.0% (22)	71.9% (7)	岡山	81.2% (33)	69.8% (14)
群馬	80.8% (36)	66.8% (22)	広島	88.8% (7)	68.3% (17)
埼玉	83.8% (23)	70.9% (9)	山口	83.3% (24)	69.7% (15)
千葉	80.6% (37)	61.8% (32)	徳島	81.0% (35)	66.6% (25)
東京	87.5% (10)	55.5% (42)	香川	77.4% (42)	55.6% (41)
神奈川	89.8% (5)	73.5% (3)	愛媛	81.2% (33)	70.6% (11)
新潟	90.4% (4)	73.0% (4)	高知	74.3% (46)	41.0% (47)
富山	82.8% (26)	59.8% (36)	福岡	84.4% (19)	70.5% (12)
石川	88.2% (9)	72.6% (5)	佐賀	76.6% (44)	57.8% (38)
福井	94.0% (1)	83.8% (1)	長崎	82.6% (28)	57.5% (39)
山梨	78.4% (39)	64.5% (28)	熊本	84.1% (21)	56.8% (40)
長野	81.6% (32)	61.4% (33)	大分	84.9% (15)	66.7% (24)
岐阜	82.0% (31)	63.1% (29)	宮崎	84.3% (20)	67.2% (19)
静岡	86.7% (11)	71.0% (8)	鹿児島	88.6% (8)	77.9% (2)
愛知	84.7% (16)	66.3% (27)	沖縄	65.4% (47)	54.6% (43)

（ ）内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。

地域別設置率及び条例適合率(令和7年6月1日現在)

(標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。)

地域名	設置率	条例適合率	地域名	設置率	条例適合率
北海道	85%	69%	釧路東部消防組合消防本部	78%	61%
函館市消防本部	76%	74%	青森県	75%	54%
長万部町消防本部	88%	36%	弘前地区消防事務組合消防本部	74%	42%
森町消防本部	50%	33%	青森地域広域事務組合消防本部	83%	72%
八雲町消防本部	87%	70%	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	72%	50%
南渡島消防事務組合消防本部	80%	73%	五所川原地区消防事務組合消防本部	74%	43%
檜山広域行政組合消防本部	67%	56%	十和田地域広域事務組合消防本部	74%	61%
渡島西部広域事務組合消防本部	92%	83%	三沢市消防本部	82%	66%
室蘭市消防本部	95%	68%	下北地域広域行政事務組合消防本部	73%	44%
苫小牧市消防本部	70%	67%	つがる市消防本部	71%	65%
登別市消防本部	93%	92%	北部上北広域事務組合消防本部	63%	43%
日高東部消防組合消防本部	83%	75%	鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部	52%	36%
日高中部消防組合消防本部	88%	82%	中部上北広域事業組合消防本部	72%	61%
西胆振行政事務組合消防本部	87%	81%	岩手県	86%	67%
胆振東部消防組合消防本部	91%	88%	盛岡地区広域消防組合消防本部	85%	67%
白老町消防本部	89%	83%	宮古地区広域行政組合消防本部	88%	63%
日高西部消防組合消防本部	87%	85%	一関市消防本部	83%	58%
札幌市消防局	92%	68%	釜石大槌地区行政事務組合消防本部	90%	81%
小樽市消防本部	75%	62%	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	78%	68%
千歳市消防本部	72%	71%	久慈広域連合消防本部	98%	81%
滝川地区広域消防事務組合消防本部	70%	52%	花巻市消防本部	94%	58%
岩見沢地区消防事務組合消防本部	73%	71%	北上地区消防組合消防本部	88%	70%
夕張市消防本部	72%	59%	大船渡地区消防組合消防本部	81%	65%
美唄市消防本部	81%	74%	遠野市消防本部	98%	84%
歌志内市消防本部	96%	96%	陸前高田市消防本部	85%	77%
砂川地区広域消防組合消防本部	79%	73%	二戸地区広域行政事務組合消防本部	79%	46%
江別市消防本部	85%	78%	宮城県	93%	72%
三笠市消防本部	75%	75%	仙台市消防局	94%	79%
深川地区消防組合消防本部	100%	77%	仙南地域広域行政事務組合消防本部	95%	60%
恵庭市消防本部	77%	56%	石巻地区広域行政事務組合消防本部	89%	85%
岩内・寿都地方消防組合消防本部	76%	59%	塩釜地区消防事務組合消防本部	94%	66%
羊蹄山ろく消防組合消防本部	85%	68%	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	92%	70%
北後志消防組合消防本部	77%	63%	大崎地域広域行政事務組合消防本部	92%	52%
南空知消防組合消防本部	90%	79%	名取市消防本部	91%	79%
石狩北部地区消防事務組合消防本部	82%	58%	栗原市消防本部	91%	56%
北広島市消防本部	85%	57%	あぶくま消防本部	89%	67%
旭川市消防本部	82%	78%	登米市消防本部	95%	58%
留萌消防組合消防本部	84%	79%	黒川地域行政事務組合消防本部	94%	39%
上川北部消防事務組合消防本部	79%	61%	秋田県	85%	67%
稚内地区消防事務組合消防本部	79%	67%	秋田市消防本部	90%	88%
富良野広域連合消防本部	90%	70%	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	84%	57%
士別地方消防事務組合消防本部	88%	78%	横手市消防本部	82%	59%
増毛町消防本部	91%	67%	由利本荘市消防本部	81%	57%
大雪消防組合消防本部	78%	74%	男鹿地区消防一部事務組合消防本部	63%	46%
北留萌消防組合消防本部	87%	77%	能代山本広域市町村圏組合消防本部	94%	75%
南宗谷消防組合消防本部	91%	79%	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	70%	40%
利尻礼文消防事務組合消防本部	77%	75%	大館市消防本部	92%	59%
釧路市消防本部	84%	55%	鹿角広域行政組合消防本部	79%	49%
北見地区消防組合消防本部	75%	59%	五城目町消防本部	83%	50%
網走地区消防組合消防本部	98%	78%	北秋田市消防本部	80%	53%
根室市消防本部	87%	55%	にかほ市消防本部	65%	36%
とがち広域消防局	82%	71%	湖東地区消防本部	95%	75%
紋別地区消防組合消防本部	82%	54%	山形県	83%	68%
斜里地区消防組合消防本部	85%	56%	最上広域市町村圏事務組合消防本部	80%	79%
美幌・津別広域事務組合消防本部	66%	42%	酒田地区広域行政組合消防本部	92%	66%
根室北部消防事務組合消防本部	81%	62%	鶴岡市消防本部	86%	72%
遠軽地区広域組合消防本部	85%	47%	山形市消防本部	89%	71%
釧路北部消防事務組合消防本部	88%	73%	置賜広域行政事務組合消防本部	74%	56%

地域別設置率及び条例適合率(令和7年6月1日現在)

(標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。)

地域名	設置率	条例適合率	地域名	設置率	条例適合率
上市市消防本部	91%	67%	群馬県	81%	67%
西置賜行政組合消防本部	84%	67%	前橋市消防局	82%	70%
西村山広域行政事務組合消防本部	64%	50%	高崎市等広域消防局	86%	61%
村山市消防本部	87%	67%	伊勢崎市消防本部	88%	82%
天童市消防本部	84%	78%	館林地区消防組合消防本部	68%	52%
東根市消防本部	61%	49%	利根沼田広域消防本部	75%	64%
尾花沢市消防本部	88%	75%	桐生市消防本部	84%	83%
福島県	82%	62%	富岡甘楽広域消防本部	69%	55%
いわき市消防本部	85%	75%	太田市消防本部	82%	68%
白河地方広域市町村圏消防本部	74%	56%	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	62%	51%
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	85%	57%	渋川広域消防本部	77%	65%
郡山地方広域消防組合消防本部	82%	63%	吾妻広域消防本部	78%	55%
福島市消防本部	80%	52%	埼玉県	84%	71%
喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	72%	53%	さいたま市消防局	91%	76%
須賀川地方広域消防本部	83%	65%	熊谷市消防本部	82%	75%
相馬地方広域消防本部	86%	66%	川口市消防局	83%	74%
安達地方広域行政組合消防本部	85%	68%	行田市消防本部	82%	64%
伊達地方消防組合消防本部	79%	48%	春日部市消防本部	78%	58%
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	95%	81%	羽生市消防本部	77%	57%
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	71%	49%	深谷市消防本部	81%	50%
茨城県	79%	60%	上尾市消防本部	83%	72%
石岡市消防本部	79%	69%	越谷市消防局	82%	66%
水戸市消防局	84%	72%	蕨市消防本部	80%	75%
日立市消防本部	80%	64%	戸田市消防本部	95%	90%
ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	76%	37%	三郷市消防本部	89%	77%
土浦市消防本部	84%	67%	蓮田市消防本部	83%	57%
筑西広域市町村圏事務組合消防本部	88%	70%	埼玉県南西部消防局	81%	74%
稲敷広域消防本部	80%	53%	秩父消防本部	79%	62%
常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	76%	59%	入間東部地区事務組合消防本部	64%	48%
常陸太田市消防本部	85%	75%	吉川松伏消防組合消防本部	80%	62%
高萩市消防本部	76%	70%	児玉郡市広域消防本部	72%	63%
茨城西南広域消防本部	76%	48%	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	80%	56%
笠間市消防本部	81%	60%	比企広域消防本部	76%	68%
取手市消防本部	92%	87%	川越地区消防局	91%	82%
北茨城市消防本部	74%	58%	埼玉県央広域消防本部	83%	75%
鹿島地方事務組合消防本部	70%	49%	西入間広域消防組合消防本部	89%	58%
大子町消防本部	53%	38%	埼玉西部消防局	85%	70%
那珂市消防本部	79%	73%	埼玉東部消防組合消防局	81%	73%
茨城町消防本部	82%	75%	草加八潮消防局	87%	77%
常陸大宮市消防本部	84%	37%	千葉県	81%	62%
つくば市消防本部	76%	72%	千葉県消防局	83%	39%
鹿行広域事務組合消防本部	61%	38%	市川市消防局	87%	83%
かすみがうら市消防本部	88%	72%	銚子市消防本部	73%	67%
大洗町消防本部	83%	53%	船橋市消防局	87%	58%
小美玉市消防本部	74%	53%	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	66%	59%
栃木県	84%	72%	木更津市消防本部	83%	80%
小山市消防本部	86%	80%	香取広域市町村圏事務組合消防本部	64%	51%
宇都宮市消防局	89%	75%	長生郡市広域市町村圏組合消防本部	53%	32%
足利市消防本部	79%	65%	野田市消防本部	89%	74%
栃木市消防本部	82%	79%	松戸市消防局	83%	66%
佐野市消防本部	84%	69%	習志野市消防本部	97%	87%
鹿沼市消防本部	82%	68%	柏市消防局	76%	56%
日光市消防本部	82%	66%	我孫子市消防本部	77%	62%
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	84%	80%	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	74%	54%
塩谷広域行政組合消防本部	90%	82%	成田市消防本部	81%	80%
南那須地区広域行政事務組合消防本部	83%	65%	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	64%	49%
石橋地区消防組合消防本部	71%	66%	流山市消防本部	88%	68%
那須地区消防本部	81%	56%	市原市消防局	83%	75%

地域別設置率及び条例適合率(令和7年6月1日現在)

(標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。)

地域名	設置率	条例適合率	地域名	設置率	条例適合率
八千代市消防本部	75%	65%	佐渡市消防本部	77%	65%
山武郡市広域行政組合消防本部	68%	63%	見附市消防本部	92%	83%
旭市消防本部	71%	50%	小千谷市消防本部	89%	67%
君津市消防本部	83%	80%	十日町地域消防本部	92%	61%
鎌ヶ谷市消防本部	83%	74%	加茂地域消防本部	84%	65%
富津市消防本部	75%	43%	五泉市消防本部	88%	61%
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	63%	49%	阿賀野市消防本部	90%	64%
四街道市消防本部	74%	46%	燕・弥彦総合事務組合消防本部	89%	60%
浦安市消防本部	90%	84%	魚沼市消防本部	66%	36%
印西地区消防組合消防本部	78%	68%	南魚沼市消防本部	87%	72%
袖ヶ浦市消防本部	82%	70%	阿賀町消防本部	97%	85%
富里市消防本部	70%	59%	富山県	83%	60%
栄町消防本部	67%	50%	富山市消防局	85%	74%
東京都	88%	56%	富山県東部消防組合消防本部	76%	49%
東京消防庁	88%	55%	高岡市消防本部	74%	44%
稲城市消防本部	95%	93%	射水市消防本部	90%	64%
大島町消防本部	42%	21%	砺波地域消防組合消防本部	88%	58%
八丈町消防本部	60%	48%	新川地域消防本部	88%	34%
三宅村消防本部	50%	50%	立山町消防本部	84%	45%
利島村	70%	55%	石川県	88%	73%
新島村	75%	25%	金沢市消防局	89%	79%
神津島村	100%	100%	白山野々市広域消防本部	84%	70%
御蔵島村	73%	73%	小松市消防本部	89%	62%
青ヶ島村	100%	100%	加賀市消防本部	83%	71%
小笠原村	100%	100%	七尾鹿島消防本部	84%	58%
神奈川県	90%	74%	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	97%	68%
横浜市消防局	89%	66%	奥能登広域圏事務組合消防本部	79%	56%
川崎市消防局	98%	89%	津幡町消防本部	94%	72%
横須賀市消防局	81%	70%	内灘町消防本部	93%	80%
藤沢市消防局	88%	82%	かほく市消防本部	86%	60%
平塚市消防本部	85%	79%	能美市消防本部	99%	92%
鎌倉市消防本部	86%	57%	福井県	94%	84%
小田原市消防本部	83%	63%	福井市消防局	99%	92%
茅ヶ崎市消防本部	82%	62%	南越消防組合消防本部	96%	81%
逗子市消防本部	88%	75%	敦賀美方消防組合消防本部	84%	83%
相模原市消防局	94%	90%	若狭消防組合消防本部	91%	80%
厚木市消防本部	89%	78%	大野市消防本部	91%	58%
大和市消防本部	90%	81%	鯖江・丹生消防組合消防本部	88%	63%
秦野市消防本部	89%	54%	勝山市消防本部	90%	78%
伊勢原市消防本部	86%	76%	嶺北消防組合消防本部	92%	89%
座間市消防本部	81%	56%	永平寺町消防本部	100%	100%
海老名市消防本部	92%	70%	山梨県	78%	64%
綾瀬市消防本部	85%	72%	甲府地区広域行政事務組合消防本部	73%	67%
大磯町消防本部	84%	82%	都留市消防本部	89%	69%
葉山町消防本部	84%	45%	富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部	79%	75%
湯河原町消防本部	81%	69%	大月市消防本部	86%	54%
箱根町消防本部	88%	71%	峡北広域行政事務組合消防本部	81%	60%
二宮町消防本部	82%	68%	東山梨行政事務組合東山梨消防本部	87%	78%
愛川町消防本部	85%	74%	笛吹市消防本部	84%	49%
新潟県	90%	73%	峡南広域行政組合消防本部	53%	31%
新潟市消防局	93%	76%	上野原市消防本部	96%	73%
新発田地域広域事務組合消防本部	93%	84%	南アルプス市消防本部	92%	69%
三条市消防本部	82%	57%	長野県	82%	61%
柏崎市消防本部	87%	79%	上田地域広域連合消防本部	88%	81%
上越地域消防局	94%	69%	松本広域消防局	85%	59%
長岡市消防本部	92%	84%	飯田広域消防本部	81%	62%
村上市消防本部	74%	68%	諏訪広域消防本部	88%	47%
糸魚川市消防本部	89%	54%	長野市消防局	78%	58%

地域別設置率及び条例適合率(令和7年6月1日現在)

(標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。)

地域名	設置率	条例適合率	地域名	設置率	条例適合率
上伊那広域消防本部	85%	65%	瀬戸市消防本部	72%	61%
須坂市消防本部	82%	73%	稲沢市消防本部	86%	80%
佐久広域連合消防本部	72%	60%	蒲都市消防本部	80%	58%
北アルプス広域消防本部	79%	69%	小牧市消防本部	75%	64%
千曲坂城消防本部	80%	69%	犬山市消防本部	83%	73%
岳南広域消防本部	64%	36%	常滑市消防本部	76%	70%
岳北消防本部	84%	49%	江南市消防本部	74%	64%
木曾広域消防本部	89%	78%	新城市消防本部	87%	65%
岐阜県	82%	63%	知多市消防本部	78%	49%
大垣消防組合消防本部	86%	76%	東海市消防本部	80%	69%
岐阜市消防本部	83%	66%	大府市消防本部	81%	75%
高山市消防本部	97%	89%	尾張旭市消防本部	86%	66%
中津川市消防本部	83%	42%	岩倉市消防本部	92%	70%
多治見市消防本部	83%	70%	西春日井広域事務組合消防本部	79%	78%
可茂消防事務組合消防本部	78%	46%	田原市消防本部	80%	62%
瑞浪市消防本部	86%	70%	蟹江町消防本部	88%	68%
恵那市消防本部	86%	60%	海部東部消防組合消防本部	83%	70%
中濃消防組合消防本部	79%	71%	尾三消防本部	94%	78%
羽島市消防本部	81%	64%	海部南部消防組合消防本部	78%	54%
各務原市消防本部	76%	61%	愛西市消防本部	80%	73%
土岐市消防本部	72%	40%	丹羽広域事務組合消防本部	86%	86%
不破消防組合消防本部	80%	49%	幸田町消防本部	70%	60%
羽島郡広域連合消防本部	78%	70%	知多南部消防組合消防本部	68%	54%
飛騨市消防本部	92%	75%	三重県	83%	67%
下呂市消防本部	78%	45%	松阪地区広域消防組合消防本部	91%	64%
養老町消防本部	70%	55%	亀山市消防本部	87%	75%
揖斐郡消防組合消防本部	79%	58%	四日市市消防本部	84%	79%
海津市消防本部	76%	42%	伊賀市消防本部	78%	54%
郡上市消防本部	90%	63%	伊勢市消防本部	84%	66%
静岡県	87%	71%	鈴鹿市消防本部	82%	72%
静岡市消防局	90%	82%	桑名市消防本部	81%	64%
浜松市消防局	92%	80%	津市消防本部	86%	60%
熱海市消防本部	81%	67%	三重紀北消防組合消防本部	82%	50%
富士宮市消防本部	89%	62%	鳥羽市消防本部	79%	75%
富士市消防本部	85%	71%	名張市消防本部	82%	80%
磐田市消防本部	86%	59%	熊野市消防本部	73%	43%
掛川市消防本部	78%	65%	志摩市消防本部	72%	51%
湖西市消防本部	79%	66%	菰野町消防本部	83%	71%
御前崎市消防本部	80%	74%	紀勢地区広域消防組合消防本部	69%	50%
菊川市消防本部	77%	60%	滋賀県	85%	60%
御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	87%	66%	大津市消防局	81%	76%
袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	85%	63%	彦根市消防本部	88%	59%
駿東伊豆消防本部	79%	50%	湖北地域消防本部	80%	51%
志太広域事務組合志太消防本部	81%	67%	東近江行政組合消防本部	84%	55%
下田消防本部	77%	63%	湖南広域消防局	90%	55%
富士山南東消防本部	87%	66%	甲賀広域行政組合消防本部	96%	51%
愛知県	85%	66%	高島市消防本部	67%	54%
名古屋消防局	87%	61%	京都府	92%	67%
豊橋市消防本部	89%	66%	京都市消防局	97%	70%
一宮市消防本部	86%	77%	舞鶴市消防本部	84%	55%
岡崎市消防本部	94%	85%	福知山市消防本部	92%	69%
豊川市消防本部	88%	46%	宇治市消防本部	82%	77%
春日井市消防本部	86%	67%	綾部市消防本部	91%	70%
津島市消防本部	80%	71%	京都中部広域消防組合消防本部	89%	61%
知多中部広域事務組合消防本部	75%	72%	宮津与謝消防組合消防本部	83%	54%
西尾市消防本部	88%	57%	乙訓消防組合消防本部	82%	51%
衣浦東部広域連合消防局	77%	66%	城陽市消防本部	83%	60%
豊田市消防本部	83%	67%	八幡市消防本部	88%	67%

地域別設置率及び条例適合率(令和7年6月1日現在)

(標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。)

地域名	設置率	条例適合率	地域名	設置率	条例適合率
京田辺市消防本部	75%	52%	奈良県広域消防組合消防本部	73%	53%
久御山町消防本部	90%	71%	和歌山県	78%	62%
相楽中部消防組合消防本部	88%	74%	和歌山市消防局	82%	76%
精華町消防本部	72%	60%	海南市消防本部	75%	68%
京丹後市消防本部	85%	55%	新宮市消防本部	76%	55%
大阪府	86%	71%	田辺市消防本部	81%	53%
大阪市消防局	91%	70%	橋本市消防本部	78%	69%
堺市消防局	90%	85%	御坊市消防本部	87%	73%
東大阪市消防局	81%	71%	有田市消防本部	80%	80%
枚方寝屋川消防組合消防本部	73%	68%	白浜町消防本部	91%	81%
豊中市消防局	83%	66%	串本町消防本部	65%	35%
守口市門真市消防組合消防本部	65%	59%	那智勝浦町消防本部	64%	52%
吹田市消防本部	86%	83%	那賀消防組合消防本部	65%	25%
高槻市消防本部	89%	69%	紀美野町消防本部	72%	59%
八尾市消防本部	84%	80%	有田川町消防本部	84%	62%
大阪南消防局	76%	58%	高野町消防本部	92%	79%
岸和田市消防本部	83%	78%	伊都消防組合消防本部	82%	73%
和泉市消防本部	76%	62%	湯浅広川消防組合消防本部	80%	70%
池田市消防本部	93%	72%	日高広域消防事務組合消防本部	67%	43%
箕面市消防本部	86%	76%	太地町	40%	28%
泉大津市消防本部	82%	65%	鳥取県	82%	46%
泉州南消防組合泉州南広域消防本部	92%	66%	鳥取県東部広域行政管理組合消防局	79%	39%
貝塚市消防本部	89%	75%	鳥取県西部広域行政管理組合消防局	81%	56%
茨木市消防本部	88%	84%	鳥取中部ふるさと広域連合消防局	87%	44%
摂津市消防本部	62%	53%	島根県	78%	54%
大東四條畷消防本部	88%	58%	松江市消防本部	71%	44%
松原市消防本部	87%	38%	浜田市消防本部	88%	65%
交野市消防本部	80%	48%	出雲市消防本部	78%	59%
忠岡町消防本部	60%	60%	大田市消防本部	70%	47%
島本町消防本部	93%	78%	安来市消防本部	84%	44%
兵庫県	89%	71%	雲南消防本部	90%	67%
神戸市消防局	95%	79%	益田広域消防本部	82%	68%
尼崎市消防局	92%	75%	江津邑智消防組合消防本部	85%	56%
姫路市消防局	95%	87%	隠岐広域連合消防本部	92%	38%
西宮市消防局	84%	56%	岡山県	81%	70%
明石市消防局	81%	48%	岡山市消防局	83%	73%
伊丹市消防局	80%	73%	倉敷市消防局	79%	73%
加古川市消防本部	87%	74%	津山圏域消防組合消防本部	86%	65%
淡路広域消防事務組合消防本部	71%	57%	玉野市消防本部	74%	56%
芦屋市消防本部	90%	83%	笠岡地区消防組合消防本部	73%	53%
高砂市消防本部	85%	76%	井原地区消防組合消防本部	83%	57%
豊岡市消防本部	97%	51%	総社市消防本部	79%	66%
宝塚市消防本部	97%	60%	高梁市消防本部	85%	72%
川西市消防本部	82%	57%	新見市消防本部	81%	60%
赤穂市消防本部	79%	64%	東備消防組合消防本部	90%	86%
三木市消防本部	85%	53%	真庭市消防本部	89%	74%
小野市消防本部	68%	24%	美作市消防本部	71%	45%
三田市消防本部	91%	71%	赤警市消防本部	77%	58%
西はりま消防本部	88%	68%	瀬戸内市消防本部	92%	73%
北はりま消防本部	79%	63%	広島県	89%	68%
南但消防本部	86%	69%	広島市消防局	92%	74%
丹波篠山市消防本部	83%	62%	呉市消防局	81%	51%
丹波市消防本部	92%	73%	三原市消防本部	83%	55%
美方広域消防本部	83%	57%	尾道市消防局	85%	58%
猪名川町消防本部	96%	78%	大竹市消防本部	87%	69%
奈良県	77%	58%	東広島市消防局	82%	64%
奈良市消防局	84%	71%	廿日市市消防本部	91%	78%
生駒市消防本部	82%	54%	安芸高田市消防本部	81%	36%

地域別設置率及び条例適合率(令和7年6月1日現在)

(標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。)

地域名	設置率	条例適合率	地域名	設置率	条例適合率
江田島市消防本部	80%	66%	高知県	74%	41%
府中町消防本部	93%	82%	高知市消防局	75%	33%
北広島町消防本部	58%	36%	幡多中央消防組合消防本部	69%	56%
備北地区消防組合消防本部	84%	73%	高幡消防組合消防本部	76%	66%
福山地区消防組合消防局	91%	68%	土佐市消防本部	90%	35%
山口県	83%	70%	安芸市消防本部	78%	38%
下関市消防局	84%	80%	室戸市消防本部	75%	46%
宇部・山陽小野田消防局	83%	68%	南国市消防本部	87%	42%
周南市消防本部	86%	76%	幡多西部消防組合消防本部	45%	28%
防府市消防本部	89%	59%	土佐清水市消防本部	67%	58%
山口市消防本部	81%	71%	香美市消防本部	64%	28%
柳井地区広域消防本部	75%	54%	香南市消防本部	89%	72%
岩国地区消防組合消防本部	85%	68%	中芸広域連合消防本部	88%	42%
萩市消防本部	79%	76%	仁淀消防組合消防本部	55%	35%
下松市消防本部	86%	56%	高吾北広域町村事務組合消防本部	77%	51%
光地区消防組合消防本部	71%	63%	嶺北広域行政事務組合消防本部	58%	46%
長門市消防本部	95%	72%	福岡県	84%	71%
美祢市消防本部	91%	63%	北九州市消防局	88%	81%
徳島県	81%	67%	福岡市消防局	91%	77%
徳島市消防局	86%	78%	久留米広域消防本部	82%	73%
鳴門市消防本部	88%	30%	飯塚地区消防本部	75%	61%
小松島市消防本部	80%	78%	田川地区消防本部	78%	66%
阿南市消防本部	75%	69%	大牟田市消防本部	79%	61%
みよし広域連合消防本部	88%	77%	直方市消防本部	79%	63%
美馬西部消防組合消防本部	88%	75%	行橋市消防本部	76%	54%
徳島中央広域連合消防本部	82%	60%	中間市消防本部	81%	73%
美馬市消防本部	83%	47%	柳川市消防本部	83%	55%
板野東部消防組合消防本部	61%	56%	甘木・朝倉消防本部	74%	35%
板野西部消防組合消防本部	82%	82%	筑後市消防本部	49%	38%
名西消防組合消防本部	81%	70%	八女消防本部	83%	47%
海部消防組合消防本部	68%	28%	京築広域圏消防本部	58%	30%
那賀町消防本部	54%	46%	筑紫野太宰府消防組合消防本部	66%	52%
香川県	77%	56%	春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	83%	73%
高松市消防局	75%	54%	直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	66%	52%
坂出市消防本部	80%	68%	遠賀郡消防本部	74%	63%
丸亀市消防本部	85%	62%	苅田町消防本部	84%	47%
善通寺市消防本部	80%	47%	糸島市消防本部	64%	54%
三観広域行政組合消防本部	78%	64%	みやま市消防本部	90%	74%
仲多度南部消防組合消防本部	84%	52%	粕屋南部消防組合消防本部	83%	76%
多度津町消防本部	87%	62%	宗像地区消防本部	86%	67%
小豆地区消防本部	76%	40%	粕屋北部消防本部	89%	55%
大川広域消防本部	72%	45%	佐賀県	77%	58%
直島町	86%	54%	佐賀広域消防局	75%	56%
愛媛県	81%	71%	唐津市消防本部	85%	70%
松山市消防局	87%	84%	伊万里・有田消防本部	85%	68%
新居浜市消防本部	84%	78%	鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部	61%	54%
今治市消防本部	70%	63%	杵藤地区広域市町村圏組合消防本部	85%	48%
宇和島地区広域事務組合消防本部	74%	44%	長崎県	83%	57%
西条市消防本部	82%	62%	長崎市消防局	83%	65%
八幡浜地区施設事務組合消防本部	85%	66%	佐世保市消防局	92%	51%
四国中央市消防本部	76%	61%	県央広域消防本部	80%	55%
大洲地区広域消防事務組合消防本部	76%	56%	島原広域消防本部	82%	65%
伊予消防等事務組合消防本部	79%	58%	五島市消防本部	71%	59%
愛南町消防本部	50%	43%	平戸市消防本部	71%	48%
西予市消防本部	84%	63%	松浦市消防本部	84%	32%
東温市消防本部	83%	72%	壱岐市消防本部	68%	34%
久万高原町消防本部	92%	76%	対馬市消防本部	49%	35%
上島町消防本部	100%	83%	新上五島町消防本部	78%	57%

地域別設置率及び条例適合率(令和7年6月1日現在)

(標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。)

地域名	設置率	条例適合率
熊本県	84%	57%
熊本市消防局	86%	55%
有明広域行政事務組合消防本部	76%	47%
人吉下球磨消防組合消防本部	93%	61%
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	76%	57%
八代広域行政事務組合消防本部	87%	71%
天草広域連合消防本部	82%	54%
山鹿市消防本部	80%	58%
宇城広域連合消防本部	87%	57%
菊池広域連合消防本部	80%	62%
阿蘇広域行政事務組合消防本部	93%	54%
上益城消防組合消防本部	79%	63%
上球磨消防組合消防本部	84%	50%
大分県	85%	67%
別府市消防本部	93%	75%
佐伯市消防本部	75%	47%
日田玖珠広域消防組合消防本部	84%	65%
中津市消防本部	61%	44%
津久見市消防本部	86%	76%
臼杵市消防本部	83%	54%
大分市消防局	89%	74%
杵築速見消防組合消防本部	94%	65%
竹田市消防本部	84%	63%
豊後高田市消防本部	81%	74%
宇佐市消防本部	85%	71%
国東市消防本部	62%	38%
豊後大野市消防本部	83%	48%
由布市消防本部	96%	76%
宮崎県	84%	67%
延岡市消防本部	87%	69%
宮崎市消防局	82%	73%
日向市消防本部	81%	67%
都城市消防局	90%	51%
日南市消防本部	85%	74%
西諸広域行政事務組合消防本部	78%	69%
串間市消防本部	83%	49%
西都市消防本部	83%	48%
宮崎県東児湯消防組合消防本部	91%	77%
西臼杵広域行政事務組合消防本部	90%	77%
鹿児島県	89%	78%
鹿児島市消防局	97%	96%
枕崎市消防本部	74%	46%
出水市消防本部	82%	49%
垂水市消防本部	86%	56%
薩摩川内市消防局	93%	85%
日置市消防本部	75%	68%
霧島市消防局	90%	74%
いちき串木野市消防本部	100%	21%
南さつま市消防本部	84%	70%
始良市消防本部	79%	70%
さつま町消防本部	92%	84%
指宿南九州消防組合消防本部	93%	80%
阿久根地区消防組合消防本部	90%	62%
伊佐湧水消防組合消防本部	81%	70%
大隅曾於地区消防組合消防本部	65%	48%
大隅肝属地区消防組合消防本部	88%	79%
沖永良部与論地区広域事務組合消防本部	79%	40%
徳之島地区消防組合消防本部	76%	71%

地域名	設置率	条例適合率
熊本地区消防組合消防本部	67%	50%
大島地区消防組合消防本部	79%	58%
沖縄県	65%	55%
那覇市消防局	61%	52%
糸満市消防本部	61%	50%
沖縄市消防本部	68%	66%
石垣市消防本部	66%	48%
名護市消防本部	81%	69%
宜野湾市消防本部	70%	59%
宮古島市消防本部	47%	38%
うるま市消防本部	74%	63%
浦添市消防本部	79%	74%
ニライ消防本部	47%	35%
本部町今帰仁村消防組合消防本部	48%	42%
島尻消防、清掃組合消防本部	66%	54%
東部消防組合消防本部	63%	51%
金武地区消防衛生組合消防本部	72%	60%
中城北中城消防本部	34%	30%
豊見城市消防本部	71%	30%
久米島町消防本部	71%	54%
国頭地区行政事務組合消防本部	79%	75%

地域別経過年数率及び故障率（令和7年6月1日時点）

（標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。）

※小数第2位以下四捨五入のため合計が100%にならない場合があります。

都道府県	経過年数率				電池切れ・故障率		
	10年経過した	10年経過していない（交換済みのため）	10年経過していない（設置から未経過）	不明	異常なし	電池切れ・故障	不明
全国	32.2%	16.2%	31.5%	20.1%	93.0%	3.5%	3.5%
北海道	29.3%	12.5%	21.8%	36.4%	94.7%	3.1%	2.2%
青森	40.9%	11.1%	29.9%	18.1%	92.8%	5.3%	1.8%
岩手	41.6%	14.3%	24.5%	19.5%	97.1%	2.9%	0.0%
宮城	40.5%	15.5%	27.8%	16.2%	95.7%	3.5%	0.7%
秋田	36.1%	10.4%	22.2%	31.3%	94.9%	2.7%	2.4%
山形	30.6%	16.6%	35.3%	17.5%	93.9%	3.2%	2.9%
福島	22.2%	7.6%	32.2%	38.0%	95.4%	2.8%	1.9%
茨城	33.1%	12.5%	41.0%	13.3%	93.2%	2.4%	4.4%
栃木	39.1%	20.7%	33.0%	7.2%	92.0%	4.5%	3.5%
群馬	27.7%	12.9%	47.0%	12.4%	95.2%	3.4%	1.3%
埼玉	37.5%	14.0%	35.3%	13.2%	95.4%	2.6%	2.0%
千葉	28.5%	12.1%	42.3%	17.2%	95.3%	2.8%	1.9%
東京	27.5%	21.7%	27.2%	23.7%	93.5%	5.4%	1.1%
神奈川	33.7%	19.0%	30.4%	17.0%	94.0%	3.6%	2.5%
新潟	33.5%	14.5%	32.9%	19.2%	94.9%	3.8%	1.3%
富山	31.0%	10.4%	37.1%	21.5%	97.0%	2.0%	1.0%
石川	43.2%	8.5%	34.0%	14.4%	93.9%	5.4%	0.8%
福井	40.3%	13.4%	23.0%	23.4%	95.3%	3.4%	1.2%
山梨	31.5%	19.5%	27.3%	21.7%	95.9%	1.7%	2.4%
長野	30.7%	10.8%	25.5%	33.0%	89.5%	6.5%	4.0%
岐阜	38.0%	16.9%	26.9%	18.2%	91.9%	5.9%	2.2%
静岡	28.5%	18.6%	35.0%	17.9%	85.5%	2.9%	11.6%
愛知	29.0%	17.0%	41.7%	12.3%	95.5%	2.2%	2.4%
三重	39.6%	14.1%	33.2%	13.0%	81.9%	3.5%	14.5%
滋賀	37.8%	13.4%	36.4%	12.4%	94.1%	4.2%	1.7%
京都	36.6%	18.7%	26.6%	18.1%	94.0%	3.8%	2.3%
大阪	28.5%	13.0%	36.8%	21.7%	94.8%	2.2%	3.0%
兵庫	31.6%	21.2%	19.9%	27.3%	91.3%	5.4%	3.2%
奈良	38.7%	14.3%	31.7%	15.3%	85.8%	5.1%	9.1%
和歌山	30.7%	22.9%	31.4%	15.0%	94.4%	4.7%	0.9%
鳥取	35.5%	16.6%	24.0%	23.9%	90.5%	7.3%	2.2%
島根	41.0%	18.0%	15.3%	25.7%	86.2%	9.1%	4.7%
岡山	17.3%	16.9%	51.9%	13.9%	94.0%	1.9%	4.1%
広島	32.3%	14.7%	21.6%	31.4%	92.7%	3.8%	3.5%
山口	36.3%	19.5%	26.8%	17.4%	94.3%	4.7%	0.9%
徳島	39.4%	14.0%	38.4%	8.2%	93.9%	3.3%	2.8%
香川	31.8%	16.7%	43.2%	8.3%	94.8%	3.5%	1.7%
愛媛	39.1%	10.8%	30.5%	19.7%	95.6%	2.3%	2.1%
高知	30.2%	14.9%	41.6%	13.2%	93.6%	5.1%	1.2%
福岡	31.8%	14.6%	27.0%	26.7%	94.3%	4.3%	1.4%
佐賀	34.9%	21.8%	27.4%	15.9%	95.7%	2.4%	1.9%
長崎	50.9%	21.0%	17.2%	10.9%	94.0%	4.3%	1.7%
熊本	38.1%	15.6%	32.7%	13.6%	86.8%	6.4%	6.8%
大分	36.7%	14.7%	27.5%	21.1%	89.0%	4.8%	6.2%
宮崎	30.0%	19.5%	30.7%	19.7%	92.0%	5.4%	2.5%
鹿児島	45.2%	15.7%	21.6%	17.5%	87.9%	6.3%	5.8%
沖縄	22.7%	13.8%	35.2%	28.2%	89.4%	5.2%	5.4%